

(財)港湾空港建設技術サービスセンター研究開発助成事業
～欧州諸国の公共工事における入札・契約制度に関する調査研究～
(助成番号：平成18年11月15日付 第06-5号/ 研究開発項目： に関するもの)

報告書

平成19年 10月

東京大学大学院新領域創成科学研究科
環境学研究系国際協力学専攻
教授 國島 正彦

はじめに

本報告書は、平成 18 年度における財団法人港湾空港建設技術サービスセンター研究助成事業～欧州諸国の公共工事における入札・契約制度に関する調査研究～の調査研究成果を取り纏めたものである。

本調査研究では、スイス連邦共和国(以下略称、スイス)およびドイツ連邦共和国(以下略称、ドイツ)において、公共工事に携わる行政当局・民間建設企業と、公共工事に従事する人材を輩出すると共に学術的な観点から公共工事に関わる大学への訪問聞き取り調査を実施した。聞き取り調査においては、公共工事の計画・設計・施工・維持管理に関する代金支払い制度すなわち契約管理システムを質問事項の中核とし、公共工事における設計者および施工者の総合評価方式に基づく選定方法すなわち入札制度や調査各国の建設業界の現状についても調査を行った。

本研究の範囲内では、現在の我が国の公共工事の代金支払い方式の慣行である前払金および残金工事竣工時払いを採用していることは、スイスおよびドイツの公共工事関係者にとっては皆無であり、いずれも原則前払金なしの進行支払い(出来高部分払い)方式であることが分かった。訪問調査団の一員である国土交通省の行政官が、スイス・チューリッヒ市行政当局において、施工者の総合評価方式による選定方法における企業評価項目として、「次世代を担う若者の教育(トレーニング)実績」があることにいたく感心したこと、出来高部分払いの前提となる検査業務に携わる要員が公共発注者側に不足した場合、全ての訪問先の行政当局が民間企業からの的確な技術者(エンジニア)を調達するとの回答したこと及び民間企業から調達して検査業務を担当させる技術者の中立性・公平性・公正性等について信頼しているとの見解を受け、意表をつかれたこと等、現地への訪問調査をしなければ得難い数多くの貴重な情報を得ることが出来た。

本報告書を纏めるにあたり、大変な御苦勞を頂いた、国土交通省 野田徹氏(大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長)、鈴木徹氏(港湾局技術企画課品質確保企画官)、赤川正一氏(東北地方整備局企画部技術管理課課長)、そして東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学研究系国際協力学専攻の野中麻里子、滝口智香子、渡辺大二朗各氏、さらには訪問調査を快く受け入れて頂いたスイス・ドイツ各都市の行政当局・民間建設企業・大学の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成 19 年 11 月

東京大学大学院新領域創成科学研究科
環境学研究系国際協力学専攻
教授 國島 正彦

目次

1.調査研究の目的	1
2.調査研究の組織と体制	1
3.調査研究の方法	3
3.1 訪問調査先の選定	3
3.2 訪問調査団員の選定	4
3.3 訪問調査団の行程	4
4.聞き取り調査の質問事項	7
5.聞き取り調査の結果	8
5.1 スイス連邦共和国 チューリッヒ・スイス連邦工科大学(チューリッヒ)	8
5.2 スイス連邦共和国 チューリッヒ市当局(チューリッヒ)	20
5.3 ドイツ連邦共和国 ハンブルク港湾公社(ハンブルク)	30
5.4 ドイツ連邦共和国 ハンブルク市当局(ハンブルク)	38
5.5 ドイツ連邦共和国 ホッホティーフ社(フランクフルト)	48
【巻末資料】	57
資料 1 質問事項(国土交通省;野田徹作成)	58
資料 2 質問事項(国土交通省;鈴木徹作成)	66
資料 3 質問事項(国土交通省;赤川正一作成)	71
資料 4 Fragebogen(2005/2006年度作成資料 簡易修正版)	
4 質問事項(国土交通省)	78
4 質問事項(三重県)	83
資料 5 チューリッヒ市当局 入札総合評価資料	103
資料 6 ハンブルク港湾公社 入札総合評価資料	107

1. 調査研究の目的

近年の我が国において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日公布）」の趣旨を徹底させるために、入札および契約に透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保等を見据えて、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる建設市場を目指した様々な改善方策が導入されている。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月 1 日施行）」の制定を受けて、入札参加者の技術的能力の審査や民間からの技術提案を活用する体制作りが重視されている。

本調査研究は、我が国の公共工事における代金支払い方法および入札・契約制度に関する諸課題を念頭に置きつつ、諸外国の公共工事の工事代金支払いシステム（制度・運用・慣習）および入札・契約システムについて調査、分析を行い、今後の我が国の公共工事の執行体制を改善するための示唆を得ることを目的とした。

2. 調査研究の組織と体制

本調査研究は、以下に示す組織と体制で実施した。

委託者 財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター 理事長 川島 毅
受託者 東京大学大学院 新領域創成科学研究科
環境学研究系国際協力学専攻 教授 國島 正彦

欧州諸国の公共工事における入札・契約制度に関する調査研究のための訪問調査団の委員名簿は、表 1 に示す通りである。

本調査研究の実施にあたっては、団長の國島正彦が研究分担者となっている平成 19 年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(A)一般 課題番号：18206048)「公共工事の代金支払いシステムに関する研究」(研究代表者：東京大学大学院新領域創成科学研究科 國島正彦 教授)と協働して調査研究活動を行った。すなわち、調査研究に携わった関係者の旅費・交通費・宿泊費等の一部は、文部科学省科学研究費補助金から支弁されている。

表 1 欧州諸国の公共工事における入札・契約制度に関する調査研究
訪問調査団員名簿

役職	氏名	所属機関	備考
団長	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 環境学研究系国際協力学専攻 教授	総括
団員	野田 徹	国土交通省大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室長	調査担当
団員	鈴木 徹	国土交通省港湾局 技術企画課 品質確保企画官	調査担当
団員	赤川 正一	国土交通省東北地方整備局 企画部技術管理課 課長	調査担当
団員	野中 麻里子	東京大学大学院新領域創成科学研究科 環境学研究系国際協力学専攻 修士2年	日独通訳担当
団員	滝口 智香子	東京大学大学院新領域創成科学研究科 環境学研究系国際協力学専攻 修士2年	記録担当
団員	渡辺 大二郎	東京大学大学院新領域創成科学研究科 環境学研究系国際協力学専攻 修士1年	記録補助

3. 調査研究の方法

訪問調査先の選定

公共工事の代金支払い及び入札・契約制度を調査する諸外国として、まずスイスを選定した。

スイスを選定した理由は、以下に示すような我が国との類似性に関する事項等を考慮したからである。

- (1) 国土面積が小さく、急峻な山岳地帯と急流河川および平野を有し、春夏秋冬の四季が明瞭である等、自然地理条件が日本に類似している。
- (2) 農業国であり工業国でもあり、産業構造が日本に類似している。
- (3) 都市間および都市内の公共鉄道・バス交通機関が整備されており、社会基盤施設に関する取り組みが日本に類似している可能性がある。
- (4) EU（ヨーロッパ共同体）に属さないで、独自の政策や路線による行政を執行しているように見える。

また、日本と同様に国内外を問わず大規模に事業展開がなされている建設会社が存在すること、大規模な公共工事が行われていること等を考慮し、EU加盟国からドイツを選択した。訪問調査国の選定後、一連の海外調査行程として、スイスの大都市（チューリッヒ）およびドイツの大都市（ハンブルク・フランクフルト）を訪問して、各都市の行政当局・民間建設会社・大学において聞き取り調査をする計画を立案した。

いずれの訪問先も公式言語はドイツ語である。訪問先への連絡は一般に公開されている情報および訪問調査団員の個人的情報網を活用した。問い合わせおよび依頼等の連絡手段は、ドイツ語による電子メールまたはファックスにて、2007年7月から8月下旬までの約二ヶ月間に集中的に実施した。

訪問調査団員が作成した日本語あるいは英語による手紙や質問事項に関する資料は、野中麻里子（東京大学大学院 新領域創成科学研究科 環境学研究系 国際協力学専攻 修士2年）がドイツ語に翻訳して訪問先へ送付した。

その結果、今回の訪問調査で聞き取り調査への協力を得ることができた機関、企業および人物は表 2 に示す通りである。今回、聞き取り調査に応じてくれた各都市の行政当局・民間建設会社・大学の担当者は英語が堪能であったが、「ドイツ語での聞き取り調査」という条件での依頼の御陰で、極めて好意的な対応を受けることが可能になったと思われる。

訪問調査団員の選任

本調査研究委託業務の訪問調査団は、國島正彦を団長とし、調査団員として野田徹、鈴木徹、赤川正一の三名、日本語とドイツ語の通訳として野中麻里子、記録担当として滝口智香子、記録補助として渡辺大二郎、合計七名で編成した。訪問調査団名簿は、表 1 に示す通りである。

3.3 訪問調査団の行程

本調査研究委託業務の訪問調査団の行程は表 3 に示す通りである。

訪問調査団員の日本における業務の制約および諸事情から、赤川正一・野中麻里子を除く団員五名が揃うことができたのは一日のみであったため、2007年7月3日(火)に夕方から夜半までの長時間の打ち合わせを行い、情報伝達と意見交換を入念に行った。打ち合わせに欠席した赤川正一・野中麻里子に対しては、後日議事録を電子メールにて送信し、情報共有を徹底した。

表 2 スイス・ドイツ訪問調査先一覧

日付	曜日	場所	面談相手	連絡先
9月18日 (午前) 09:00-12:00	(火)	チューリッヒ・スイス連邦工科大学 (ETH Zürich) ETH Hönggerberg HILF24.2 8093 Zürich	Hr.Urs Huber (Prof.Schalcher 代理)	Tel.+41-44-633-30-83 Fax.+41-44-633-10-88 Mail. huber@ibb.baug.ethz.ch HP.< www.ibb.baug.ethz.ch >
9月18日 (午後) 13:00-15:00	(火)	チューリッヒ市当局 Amtshaus Lindenhofstraße21 8021 Zurich	Hr.Ueli Kobel Hr.Thomas Braun	Tel.044-412-11-11 Fax.044-212-19-36 Mail. ueli.kobel@zuerich.ch HP.< www.stadt-zuerich.ch/hochbau >
9月19日 09:00-13:30	(水)	ハンブルク港湾公社 Neuer Wandrahm4 20457 Hamburg	Hr.Wolfgang Hurtienne Hr.Fritz Wilhelm Jensen Hr.Eckehard Jost	Tel.040-42847-3013 Fax.040-42794-7065 Mail. fritz-wilhelm.jensen@hpa.hamburg.de HP.< www.hamburg-port-Authority.de >
9月20日 09:00-12:00	(木)	ハンブルク市当局 Stadthausbrücke8 20302 Hamburg	Hr.Hartwig Kleist Hr.Bernd Gramckow Hr.Benno Speckin	Tel.040-42840-3546 Fax.040-42840-2963 Mail. hartwig.kleist@bsu.hamburg.de HP.< http://fhh.hamburg.de >
9月22日 09:00-12:00	(金)	ホッホティーフ社 (HOCHTIEF Construction AG) Lyonerstraße25 60528 Frankfurt am Main	Hr.Bernhard Hauke Hr.Günter Brandl Hr.Bernd Steinfeld	Tel.+49-69-7117-2221 Fax.+49-69-7117-2948 Mail. bernhard.hauke@hochtief.de HP.< www.hochtief-consult.de >

4. 聞き取り調査の質問事項

本調査研究は、公共工事の入札および契約制度に主に着目したものであるが、はじめにそれと密接な関係にある代金支払いシステムや検査プロセスを含む質問事項を、国土交通省の訪問調査団員が列挙した。その後、聞き取り調査の質問事項として整理し、日本語版の質問表を作成した。まとめられた質問表は野中麻里子がドイツ語に翻訳した（資料 1、資料 2 および資料 3 参照）。

また、訪問先からインタビュー訪問前に具体的な質問事項の提示を求められた場合は、2005 年度・2006 年度に実施した関連調査の折に作成した質問表の骨子をまとめて整理した簡易版を送付した（資料 4 参照）。

5. 聞き取り調査の結果

5.1 チューリッヒ・スイス連邦工科大学 (ETH)

訪問日：2007年9月18日(火)

訪問地：チューリッヒ(スイス連邦共和国)

訪問先：ETH / Institut für Bauplanung und Baubetrieb

Prof. Hans-Rudolf Schacher

(Chair of Planning and Management in Construction)

面談相手：Hr. Urs Huber (講師、上級助手)

(Prof. Schacher が急用にて同席できなかったため、代理として回答)

インタビュアー：國島正彦(東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授)

野田徹(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画 室長)

鈴木徹(国土交通省港湾局技術企画課 品質確保企画官)

赤川正一(国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課 課長)

日独通訳：野中麻里子(東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程)

記録：滝口智香子(東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程)

補佐：渡辺大二郎(東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程)

使用言語：ドイツ語及び日本語

． ETH について

スイス連邦工科大学(ETH)は1855年に創立された単科大学であり、チューリッヒ校・ローザンヌ校とその他4つの研究教育機関から成り立っている。このうちチューリッヒ校はチューリッヒ工科大学と呼ばれることもあり、建築学科、土木工学科、機械工学科など、社会学や数学、自然科学などを包括的に研究する学科が存在する。

． 質疑応答(以下、進行順に記す)

日本側の質問(以下、「質問」):

「スイスにおける公共工事と民間工事で契約に関する違いはあるか。」

ETHの回答(以下、「回答」):

「公共工事と民間工事とでは大きな違いがある。入札に関して、民間工事が自由なのに対し、公共工事は工事金額の規模に応じて異なる規程に従わなければいけない。」

質問：「中央政府と州や市など自治体の規模によって規則は異なるのか。」

回答：「基本的には同じである。」

質問：「同じ法律が適応されるのか。」

回答：「政府は、国内法の BOAB という法律に従わなければならない。BOAB の次位の法律として VOEB があり、より詳細に施行される。スイスにおいても多国間ガイドラインが適応される。」

質問：「EU の影響か。」

回答：「WTO の影響である。」

質問：「日本は基本的に総価契約だが、スイスではどうか。」

回答：「三つの方法がある。一つ目の方法は単価契約。これは必要なコンクリートの量と値段から総合の価格を出す方法である。二つ目は総価契約。そして三つ目がグローバル契約。グローバル契約は総価契約と大きな違いはないが、グローバル契約の方が値段の変更が可能という点でより柔軟である。」

質問：「各契約形態の全体的な適応比率はどれくらいか。」

回答：「比率を述べるのは難しい。期間が長い場合はグローバル契約が多い。」

質問：「長い期間とは具体的にどのくらいか。」

回答：「1970 年代まではインフラへの投資額が多かったが、現在の詳細はわからない。入札がどの程度詳細に行われるかにもよる。」

質問：「日本では 40% の前払い金があるが、スイスの公共工事では前払い金はあるか。」

回答：「出来高部分払いはある。」

質問：「スイスでは出来高がない状態で、最初に前払い金が支払われることはないのか。」

回答：「プレファブ리케이션がある場合は投資があるとみなし、支払われることがある。何も工事が行われていないのに施工費用の 40% が一気に雑に支払われることは、リスクマネジメントの観点から問題がある。」

質問：「支払いの間隔はどのくらいか。」

回答：「基本的には四週間に一回だが、交渉がもたれることもある。したがって、二ヶ月に一回なども可能である。」

質問：「二週間に一回でも可能か。」

回答：「二週間に一回は現実的ではないが、契約にあるなら可能である。」

質問：「そのような事例はあるか。」

回答：「私にはわからないが、可能かと思われる。大規模なプロジェクトでは二ヶ月に一回も可能であると思う。」

質問：「支払いは現金で行われるのか。」

回答：「受注者が提出する請求書に従って、銀行振り込みで支払う。」

質問：「元請けが下請けに支払うときはどうか。」

回答：「同じである。現金、銀行振り込みで行う。」

質問：「日本の公共工事では約束手形で支払われることが多いが、スイスではどうか。」

回答：「約束手形が用いられることはあまりない。昔はあったと聞いたこともあるが、最近では全く聞かない。」

質問：「入札について、スイスでは指名競争入札と一般競争入札のどちらが主に用いられているか。」

回答：「プロジェクトの大きさによる。大きければ大きいほど透明性が求められる。たとえば国家的鉄道計画として行ったゴードル山の60kmのトンネル工事では、全ヨーロッパレベルで一般競争入札を行った。」

質問：「中規模工事では指名競争入札もあるのか。」

回答：「ある。」

質問：「その場合は、公共発注者は何社くらい選ぶのか。」

回答：「指名競争入札においても、誰でも入札に参加することはできる。ただし、発注者側の企業評価（適正基準）に通る必要がある。」

質問：「指名競争入札の場合、日本では4、5社は選ばなければならない。スイスではどうか。」

回答：「入札に何社が来るかにもよる。」

質問：「入札を希望する企業が少ないこともあるのか。」

回答：「たとえば、市町村レベルの小さなプロジェクトには企業が来ないこともある。現場が遠い場合など、収益性の少ない工事は業者が少なくなる場合もある。」

質問：「小さい工事の場合は随意契約で行うことは可能か。」

回答：「可能だが、プロジェクトによる。入り口価格があり、これを超えた価格では入札ができない。国内法と州の規則（州法）の二つに制約される。州法は国内法より細かい。」

質問：「随意契約は日本では緊急の場合のみ許される。スイスでは日常的に可能か。」

回答：「入り口価格の範囲を超えなければいつでも可能である。本音と建前はあるが。特別な知識や技術が必要な場合は随意契約でも可能である。」

質問：「契約のときに見る条件は何か。価格以外の項目も考慮されるのか。」

回答：「価格以外の項目も考慮して契約される。」

質問：「それは法律で決まっているのか。」

回答：「決まっている。まずは価格。次が経済効率。法律ではそれらを含め 10 個の基準があるが、現場では 10 個以上考慮している。基準の 10 個は工期・品質・価格・経済効率性・諸経費・顧客との関係性・目的との合致・美しさ・環境性・技術である。」

質問：「契約の判断に価格は何%くらい考慮されるのか。」

回答：「はっきりとは言えないが、価格が最も重要視される。ただし、最低価格で入札しても契約できない場合はある。企業の支払い能力にもよる。」

質問：「価格とその他の項目を考慮する際、8 対 2 と 5 対 5、どちらの割合の方が望ましいと思うか。」

回答：「個人的な経験だけに基づくると、あまり価格に差はつかないため企業の信用性を重視する。価格は重要ではない。」

質問：「価格に差はないと言うが、スイスではダンピング問題はないのか。」

回答：「ある。問題になってはいるが、数はあまり多くない。その場合にも価格以外の項目も考慮されるため、ダンピング狙いの業者が選ばれることは多くない。」

質問：「基本的に毎月支払いが行われるとのことだが、支払いに際する検査のプロセスはどのようなものか。」

回答：「SIA というスイスの建築エンジニア協会が規則を制定しており、全ての工事に関して規則を定めている。」

質問：「SIA は行政機関か、あるいは民間機関か。」

回答：「完全な民間機関である。大半の設計者はここに所属している。」

質問：「SIA 規則は検査を行う人に関しての規則か、あるいは検査の方法や制度に関する規則なのか。」

回答：「その両方である。保証に関しては、SIA 規則 118 条で定められている。」

質問：「定められているのはどの時点での検査に関してか。」

回答：「中間検査に関しても、そのプロセスと検査を行う人について書かれている。」

質問：「スイスでは検査を行うのは誰か。」

回答：「受注者が民間の検査官に依頼する。発注者のプロジェクトリーダーと検査官が共同で行う。」

質問：「検査を行う人間に求められる資格はあるか。」

回答：「地上工事と地下工事で必要な資格は異なるが、建設技術者・建設リーダー・設計者の三つの資格があれば地上工事でも地下工事でも検査を行うことができる。特に高いビルの検査には設計者や土木エンジニアなどの資格が求められる。」

質問：「どこが資格を付与するのか。」

回答：「大学の卒業資格があれば検査官として働くことができる。ドイツのシステムでは設計者協会が資格を付与するが、スイスでは大学を出ることで与えられる。」

質問：「実務経験は必要か。」

回答：「必要性はないが、経験を積まないことには実際の現場では使えない。したがって、現場に新人を放り出すようなことはない。」

質問：「発注者が品物を受け取った後にミスが発覚した場合は、誰が責任を負うのか。」

回答：「保証期間がある。二年間の保証は見える範囲でのミスの場合に適用される。五年間の保証は隠されたものに対して、十年間の保証は詐欺的な欠陥に対して適用される。」

質問：「毎月の支払いに関して、元請けから下請けへの支払いは毎月なされるのか。」

回答：「元請けと下請けとの二者間で協議や契約がなされるので、特に法律はない。しかし本当に支払われるかは別の話である。」

質問：「日本では下請けの構造が幾重もの層状になっている。スイスではどうか。」

回答：「そのような構造はあまりない。通常は元請けと下請けの二層という印象である。」

質問：「契約の際に考慮される要素に関して、過去の工事の情報記録はあるのか。」

回答：「指名競争入札では2つの基準がある。まず、適正基準を見て入札に参加できるか否かの判断がなされ、次に先ほど述べた10個以上の適正基準に基づいて決められる。」

質問：「終わった工事に対して成績をつけるシステムはあるか。」

回答：「そのシステムは組織化されて一定の形式があるのか。」

（「ある」という日本側の回答に対して）

「日本のようなフォーマルな点数制度はない。工事の後にインフォーマルに耳にしたことを覚えていたりはあるが。」

質問：「日本では工事後の点数を心配しているが、スイスではどうか。」

回答：「発注者が満足しているかどうかは設計者としては毎回心配している。しかしそれは一人間としての感情にすぎない。私はビジネスとして最善を尽くすために、品質マネジメントの一環として、工事後に毎回満足度を測るためのアンケートを行っている。これは信用にも安心にもモチベーションにも繋がっている。」

質問：「検査に関して、SIAが提案するような規則を遵守義務のある法律として定める必要があるとは思わないか。」

回答：「契約をすることに意義がある。公共工事に関しても、契約に必ずSIA規則の118条を適応することを明記している。スイスでは契約自由の法則があり、契約法に背かない範囲で契約に従って工事が行われる。」

質問：「その契約は発注者個人の裁量に任されているのか。」

回答：「基本的には個人の裁量に任せられ、慣習に従う。規則より慣習が勝ることもあるが、契約法には背くことができない。」

質問：「発注者のプロジェクトリーダーは内部の人間か、もしくは外部から雇うのか。」

回答：「全ての人間がプロジェクトリーダーを雇うが、総合的なプロジェクトリーダーもいる。公共工事の場合は発注者側が行う。地上工事の場合の総合的なプロジェクトリーダーは設計者が行い、橋やトンネルの場合はシビルエンジニアが行う。大きな工事の場合は総合的なプロジェクトリーダーを外注する。」

質問：「スイスの土木工事は施工と設計を別々に発注するか、もしくは一括で発注するか。」

回答：「色々な場合があるが、企業は別々に契約を結ぶ。エンジニアと設計者はジェネラルコントラクターとしている。」

質問：「技術者はいないのか。」

回答：「発注者は知識がないといけないので、エンジニアや設計者を雇う。デザインと施工はジェネラルコントラクターの場合は別々に、トータルコントラクターの場合は一括で発注する。」

質問：「ジェネラルコントラクターとトータルコントラクターで仕事の内情に差はあるか。」

回答：「トータルコントラクターの場合はデザインと施工の両方に責任を持つことになる。」

質問：「ジェネラルコントラクターとトータルコントラクターは会社として異なるのか。」

回答：「同じである。ただし、施工専門の業者もいるし両方ができる業者もいる。」

質問：「両方行っている業者の具体的な例はあるか。」

回答：「シュタイネンは両方行っている。」

質問：「業者自身がジェネラルコントラクターとして仕事をするか、トータルコントラクターとして仕事を行うかを定めることができるのか。」

回答：「定めることができる。また、発注者が選択することも可能である。」

質問：「入札方式に関して、日本では今透明性の確保が求められているため一般競争入札を重視する風潮があるが、スイスではどうか。」

回答：「スイスでも透明性を確保は重視されている。」

質問：「それぞれの入札方式の長所や短所を含めた存在意義は認められているか。」

回答：「スイスにおいては、随意契約も一般競争入札も指名競争入札もそれぞれに意義があると理解されている。」

質問：「日本では談合が社会的問題になってから、一般競争入札だけが重視されるようになった。スイスではどうか。」

回答：「誰かが見つけ、明らかになればスイスでも談合は報道される。国民が求めているのは透明性という点では同じである。」

質問：「入札価格は公表されているか。」

回答：「公表されている。」

質問：「入札前に公表されているのか。」

回答：「そうである。」

質問：「入札価格は発注者側が積算しているのか。」

回答：「2つの入札価格がある。トータルコントラクターとジェネラルコントラクターの場合は950万 SFr、単一企業だと25万 SFrが一般的である。この価格を超えると随意契約はできない。入札価格は州レベルだとさらに小さくなる。基本は設計者が予算を設定し、入札価格との比較を行う。通常は民間が行っている。」

質問：「積算に資格は必要か。」

回答：「プロジェクトリーダーと同じで相応の教育を受けていれば行うことができる。」

質問：「積算の指南書はあるか。」

回答：「民間の組織である CRB が積算の方式を開発した。」

質問：「協会のメンバーは誰か。大学の教授がメンバーに含まれているか。」

回答：「詳細はわからないが、その可能性もある。」

質問：「総額契約でも設計の変更はあるか。」

回答：「発注者が変更を必要とした場合は契約の変更はある。契約に追加条項を入れたり取り消したりすることは可能である。」

質問：「検査の際、民間のプロジェクトリーダーと発注者側のそれとの力関係はあるか。」

回答：「発注者側が上の立場にある。」

質問：「談合が摘発された場合のペナルティはどのようなものか。」

回答：「BOAB に定められているはずだが、詳細はよくわからない。」

質問：「評価を一つの数値で表すことはしないのか。」

回答：「評価を一本化して点をつけることはない。」

質問：「点数つけずに入札を希望してきた企業に優劣つけるのは難しいのではないか。」

回答：「基準は一つ、満足したかどうかのみである。」

質問：「たとえば、満足した会社が三社競合した場合はどのように決定するのか。」

回答：「適正基準を見て、判断する。」

質問：「適正基準も十分に満たしている会社が三社あった場合はどうするのか。」

回答：「一番重要なのは価格、次に経験を見て判断する。」

質問：「日本の公共工事は以前、公式には一般競争入札だったが実情は談合で決まっていた。スイスでは本当に競争がなされているか。」

回答：「なされている。」

質問：「30年前はどうか。」

回答：「私の知る範囲ではBOABがなかった時代は疑わしい。特に州レベルでは昔は閉鎖的だった。少なくとも昔より今の方が透明性は高い。」

質問：「国家と州政府や市町村、どちらの方がより競争的か。」

回答：「市町村レベルよりも国家のほうが競争的である。」

質問：「ETHの卒業生が建設会社、建設エンジニアの社長やトップになることはあるか。」

回答：「ある。卒業生は独立して設計事務所を開くことも、設計事務所に入ることも、コンサルタントになることも、発注者サイドに就くことも、建設会社に入社することもある。」

質問：「ETHの学閥などによるコネクションが入札の結果に影響することはあるか。」

回答：「ある。そのためにネットワークを広げる。昔はそのネットワークを軍隊に入ること
で得ていた。だからこそBOABのような法律が透明性の観点から必要とされた。」

質問：「出来高払いのない、日本のような総価契約をどう思うか。」

回答：「基本的には総価契約は責任所在が明確な点で良い方法だと思う。契約の中に不明瞭な部分がある場合には適切な方法とは言えないが、完全に工事が行われることが保証されていれば、日本式は事務手続きの面で簡略的で良いと思われる。その反面で持ち逃げのリスクがあることや柔軟性に欠けているという問題もある。しかし日本ではそのようなリスクを回避する対策が講じられているのではないか。部分払いの目的は、行った仕事の評価と報酬を合致させることである。したがって、大雑把な工事費用の勘定や持ち逃げのリスクを避けるためには部分払いが有効だと考える。スイスでは、エレベーター関係の工事などでは前払いも中間支払いも最終支払いも行われる。木材建築の場合は二回目の支払いまでに基礎を作ることになっている。」



【写真 5.1.1】ETH 内での集合写真



【写真 5.1.2】インタビュー風景



【写真 5.1.3】ETH 内観（正面玄関近く）



【写真 5.1.4】ETH 外観

5.2 チューリッヒ市当局

訪問日：2007年9月18日（火）

訪問地：チューリッヒ（スイス連邦共和国）

訪問先：チューリッヒ市当局 / Amt für Hochbauten

Sitzungszimmer (room no.) 225

面談相手：Hr. Ueli Kobel（副部長）

Hr. Thomas Braun（経理・行政部長 兼 取引監督員）

インタビュアー：國島正彦（東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）

野田徹（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画 室長）

鈴木徹（国土交通省港湾局技術企画課 品質確保企画官）

赤川正一（国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課 課長）

日独通訳：野中麻里子（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

記録：滝口智香子（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

補佐：渡辺大二朗（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

使用言語：ドイツ語及び日本語

・ チューリッヒ市について

チューリッヒ市はスイス連邦の北部に位置するチューリッヒ州の州都であり、都市内人口 35 万人超、周辺人口 100 万人超のスイス最大の都市である。金融・経済・商業・文化の中心地であり、多くの国際機関や国際団体の本部がある。チューリッヒ湖の北端からリマト川が流れ出す場所に位置しており、チューリッヒベルグやユトリベルグといった丘陵に囲まれている。

・ 質疑応答（以下、進行順に記す）

日本側の質問（以下、「質問」）：

「チューリッヒ市ではどのような契約形態を採用しているか。」

チューリッヒ市の回答（以下、「回答」）：

「総価契約を結ぶこともあるが、一般的には単価契約を採用している。」

質問：「単価契約と総価契約の比率はどれくらいか。」

回答：「80%が単価契約、残りの20%が総価契約である。」

質問：「日本には工事前に工費の40%を支払う前払い制度があるが、チューリッヒ市はどうか。」

回答：「前払いは行っていない。出来高に従って支払っている。」

質問：「支払いの間隔はどのくらいか。」

回答：「現場の状況（作業時間や頻度）によって、柔軟に対応する。」

質問：「通常はどのくらいか。」

回答：「部分払いに関しては、『工事の3分の1が終わった時点で』というような形で支払われることもある。」

質問：「月に一回という形で支払われることはあるか。」

回答：「契約による。」

質問：「プロジェクトの規模によって支払いの間隔に違いは出るか。」

回答：「総価契約か単価契約かによる。特に単価契約の場合は契約に拠る。」

質問：「支払いは現金か。」

回答：「支払いは現金で行う。」

質問：「元請けと下請けの間での支払いも現金で行われるのか。」

回答：「ほとんど現金で支払う。」

質問：「日本では元請けと下請けの間では約束手形を使うことが多いが、チューリッヒ市では過去を含めてどうか。」

回答：「約束手形で支払うことはほとんどない。」

質問：「法律で禁止されているのか。」

回答：「法律で禁止されているということはない。」

質問：「日本では一般競争入札・指名競争入札・随意契約の3つの契約方法があるが、スイスではどうか。」

回答：「スイスでは随意契約・一般競争入札・指名競争入札の3つを採用しているが、プロジェクトの規模によって使い分けている。」

質問：「プロジェクトの規模によってどのように使い分けているのか。」

回答：「価格によってどの契約方式を用いるかが定められている。大きなプロジェクトは一般競争入札が多い。」

質問：「入札時は価格だけを考慮するのか。」

回答：「評価シートがある。左側に品質に関する項目が記載されている。このシートに従えば、品質の方が価格より重要視されている。」

質問：「(シートを確認して)40%の価格の比重は確保しなければならないのか。それともプロジェクトによっては60%、価格が考慮されることもあるのか。」

回答：「チューリッヒ市では40%以下にはできないことになっている。60%という比率も理論的には可能だが、一般的には価格は40%程度で総合的な判断がなされる。」

質問：「品質を評価する場合、過去の実績と施工計画のどちらを重視するか。」

回答：「一番重要なのは入札を希望してきた企業とどのように仕事をしてきたかという経験と実績である。誰が工事に関わるのかが大事である。」

質問：「点数はつけるのか。」

回答：「6点を満点として、6段階評価で点数をつける。」

質問：「点数が悪い場合、ペナルティを与えるか。」

回答：「失格というペナルティはないが、それ以降の契約を結ばないことはある。ただし、点数が悪い業者でも入札に参加することはできる。」

質問：「施工中の検査はどのように行っているか。」

回答：「現場監督が建設会社の仕事を評価する。」

質問：「監督はチューリッヒ市(行政側)の職員か。」

回答：「民間のエンジニアを現場監督として雇う。」

質問：「民間の現場監督に資格は必要か。」

回答：「高等な教育、大学などを卒業している必要がある。地上工事だけでなく、土木工事に関しても同様である。」

質問：「元請けから下請けへの支払いはどのように行われているか知っているか。」

回答：「わからない。私たちが知らなければいけないのは、元請けがどの下請けを使っているかということである。」

質問：「発注者は元請けが下請けに対しどのように支払っているかに興味をもってはいけないのか。」

回答：「品質の良い工事が出来るか、支払いがきちんと行われているかということには興味がある。」

質問：「日本では下請けが弱い立場に置かれているが、チューリッヒ市ではどうか。」

回答：「似たようなものである。」

質問：「発注者と受注者間の力関係はどうか。」

回答：「発注者に力があることは確かなことだ。」

質問：「では、チューリッヒ市でも発注者は怖いのか。」

回答：「我々はそれほど意地悪ではない。」

質問：「立場の弱さから支払いのしわ寄せが下請けに来るために、日本では若者の建設業界離れが進んでいるが、スイスではどうか。」

回答：「そのような事態はスイスでは絶対はない。組合の力が強いために労務時間や給与は守られている。」

質問：「それは給料や地位が安定しているという意味か。」

回答：「入札の際に企業に課すアンケートで労務に関する項目がある。そこで労務に関して嘘をついた場合や超過が見つかった場合は契約が中止される。また、次世代のトレーニングに関するアンケート項目もある。10年前からだが、次世代にトレーニングをきちんと行っている企業には10%、評価が加点される。」

質問：「次世代トレーニングを行っているか否かを評価対象に入れたきっかけは何か。」

回答：「技術を伝える、次世代を育てることに必要性を感じたためである。」

質問：「役所にはインハウスエンジニアはいるか。」

回答：「建築警察（Baupolizei）が監督をする。工事の品質などは発注者も監督を行う。同様に現場監督も担当する。」

質問：「民間に現場監督を委託する場合、中立性を重視できる存在に頼むのか。受注者と検査官に利害関係はあるのか。」

回答：「事前に、建築現場において誰がどのような役割を担当するのかというダイアグラムを作成する。」

質問：「日本では民間は公平に検査ができないという考えがあるが、スイスではどうか。」

回答：「設計者と現場監督は我々の直接的なパートナーであるため、中間的な立場にあると考えている。」

質問：「昔も同様の認識があったか。」

回答：「少なくとも 30 年前には同様の認識があった。ただし、50 年前の建設会社は今とは異なる役割を担っていたため、当時の認識は異なっていたかもしれない。」

質問：「価格によって契約形態が異なるのはチューリッヒ市だけに言えることか。」

回答：「ヨーロッパ全体で決定されたことである。国際法および国内法に基づいて実行している。」

質問：「入札の際品質を重視すると聞いたが、実際一番低い価格を提示した業者が落札できないという事例は多く起こるのか。」

回答：「品質基準が価格よりも重要であるため、30% くらいが最低入札価格でも落札できない。」

質問：「低価格を提示したにもかかわらず落札できない業者から文句や訴訟を申し出られたことはあるか。」

回答：「もちろんある。年に 10 件程度はある。」

質問：「訴訟で負けることはないのか。」

回答：「過去 10 年間で 1 回だけ負けたことがある。その件では連邦政府の最高裁判所まで競って負けた。」

質問：「実績が重視されると聞いたが、新規参入に対してはどのように対応しているか。」

回答：「新規参入者の場合、過去一年間の経営状況を調べる。」

質問：「新規参入者の技術評価や過去の工事实績は問わないのか。」

回答：「工事实績がない場合は問えない。工事の規模と会社の規模に大きなギャップが認められなければ、工事を受注することは可能である。」

質問：「過去の工事实績の情報はどのように得るのか。」

回答：「現場監督や各州および市の建設局に問い合わせる。スイスは小さな国なため、問い合わせをしやすい。」

質問：「日本ではダンピングが問題になっているが、チューリッヒ市ではどうか。」

回答：「チューリッヒ市でも同じである。だが、価格が低くても品質が守られるならば問題はない。価格が低い場合は受注者に確認をとるが、問題ないとの回答が得られれば発注者側としても問題はない。」

質問：「日本では下請けに支払いのしわ寄せが来るなどの状況から、労働者の地位が向上しないという問題が生じているが、チューリッヒ市ではどうか。」

回答：「総価契約の場合は、チューリッヒ市では地上工事の場合は銀行口座がきちんと開設され、その口座から下請けにどのように工費が流れているかを確認している。」

質問：「予定価格は発注者側のインハウスエンジニアが積算しているのか。」

回答：「チューリッヒ市では二度計算する必要性がないという見解から、予定価格というシステムはない。連邦あるいは州では予定価格を設定することができるが、チューリッヒ市ではない。」

質問：「予算はどう決めるのか。」

回答：「費用計算書（予算書）を作成する。プランニング部局で全ての作業に対し、予算項目の範疇で計算している。」

質問：「予算計算には単価と品質に関する情報が必要になるがどのように決めているのか。」

回答：「民間の建設会社に問い合わせて決定する。」

質問：「行政側に見積もりの基準となる指南書はないのか。」

回答：「ない。」

質問：「では、建設会社が見積もりを出す際に用いる指南書はあるか。」

回答：「建設協会が経験に基づいて作成したものを使用する。」

質問：「発注者が建設協会の作成した指南書を使うこともあるか。」

回答：「目は通す。」

質問：「入札の際の評価に関して、次世代トレーニングをどのように行っているのか。」

回答：「学生は職業訓練学校中に建設会社に属し、そのあとに専門学校へ進学し最終試験を受けるシステムになっている。」

質問：「次世代トレーニングを評価項目としている国は他にあるか。」

回答：「スイス以外では、次世代トレーニングを評価項目に入れることを禁止している国もあるということを知っている。」

質問：「次世代トレーニングは人数で評価するのか、もしくはそのシステムを採用しているか否かという点で評価するのか。」

回答：「人数が大事である。」

質問：「地上工事において、施工中の設計変更はよく起こるのか。」

回答：「よく生じる。」

質問：「数量が変わる場合と工事内容が変わる場合、どちらも同じ設計変更として扱うのか。」

回答：「どちらも同じ設計変更である。設計変更がある場合は、チューリッヒ市の地上工事事務局で作成したフォーミュラに記入をしていく必要がある。設計変更に伴った費用の増減を記入することが求められる。」

質問：「誰が記入するのか。」

回答：「プロジェクトリーダーである発注者が記入する。設計変更があった場合は逐一報告を受け、チェックをする。」

質問：「数量変更と工事内容の変更とで発注者側の手続きに大きな手間の違いはあるか。」

回答：「どちらも同じくらい仕事量が増える。」

質問：「日本では市レベルの公共工事は表面的には一般競争入札だが、実は談合で決められている。チューリッヒ市ではどうか。」

回答：「談合は禁止されている。仮に談合が発覚した場合は入札が禁じられる。」

質問：「日本でも談合は法的には禁止されているが、一年前までは全ての公共工事で談合が行われていた。スイスでは本当に談合はないのか。」

回答 1 : 「 EU 法とスイス国内法の法基盤があるため、談合はない。」

(もう一人の発注者が回答 1 に対して)

回答 2 : 「スイスでも談合はある。地下工事より地上工事の方がネットワークがあるため、談合は多い。」

質問 : 「談合に関して、30 年前にも同じような状況であったか。」

回答 : 「旧法でも禁止されていたから談合はなかった。建築ブームが巻き起こった時代は談合もあったかもしれないが、今はないと思われる。」

質問 : 「日本が採用している前払い金 40%での総価契約をどう思うか。」

回答 : 「前払いのリスクマネジメントはどのように行っているのか。良い方法ではないと断言できる。エレベーター工事などの場合、スイスでも前払い金を支払うことはあるが、その際は銀行の保証を提出しなければならない。スイスの法的なシステムでは、建設会社が行った仕事に対してのみ支払うことが重要である。」

質問 : 「もし日本と同じシステムを強要されたらどうするか。」

回答 : 「我々はそのシステムを採用したくない。工事において出来た分だけを支払うことが普通ではないのか。我々は行政側の発注者として、出来た分に対してのみ支払うことが正義だと思っている。」

質問 : 「日本式は行政コストが少なくて済むという理由で採用を強制されたらどうするか。」

回答 : 「部分払い方式の方が確かに仕事は増えるが、行政の役割として必要性を感じているので反対する。」

質問 : 「7 年前から部分払いへの提言がなされているが実現しない。何故だと思うか。」

回答 : 「大臣を変えてみてはどうか。」



【写真 5.2.1】チューリッヒ市当局での集合写真



【写真 5.2.2】インタビュー風景



【写真 5.2.3】チューリッヒ市当局外観（玄関）



【写真 5.2.4】チューリッヒ市当局外観

5.3 ハンブルク港湾公社（HPA）

訪問日：2007年9月19日（水）

訪問地：ハンブルク（ドイツ連邦共和国）

訪問先：HPA / Bereich7, HPA73-4

面談相手：Hr. Fritz Wilhelm Jensen（マーケティング・コミュニケーション部長）

Hr. Wolfgang Hurtienne（港湾プランニング部長）

Hr. Eckehard Jost（建設部長、プロセスリーダー兼売買担当責任者）

インタビュアー：國島正彦（東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）

野田徹（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画 室長）

鈴木徹（国土交通省港湾局技術企画課 品質確保企画官）

赤川正一（国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課 課長）

日独通訳：野中麻里子（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

記録：滝口智香子（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

補佐：渡辺大二朗（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

使用言語：ドイツ語及び日本語

ハンブルク港湾およびハンブルク港湾公社（HPA）について

ハンブルク港湾はハンザ同盟に加盟しているハンブルク市に属し、総面積 73 平方キロメートルを誇るドイツ最大規模の港である。その歴史は 817 年にも及び、エルベ川を 100 キロメートル程度進入しなければ入港することができない、都市のほぼ中央に位置している、コンテナには不向きであるという地理的な特性を有している。港湾の開発や近代化に際し、このような地理的特性はロッテルダムやブレーマーなど競合する外国港湾の有する地理的条件と照らし合わせると、港湾規模の拡大を阻む原因となっている。現在の港湾に関わる物流においてコンテナに不向きであることは大きな弱点であるが、ハンブルク港湾はプランニング部署を中心に、徹底した顧客主義と民間による港湾内での自由競争を重視することでドイツ国内第 2 位の港湾となった。港湾内での自由競争は施設の一部を民間企業に賃貸し、港湾内での経済活動を任せることで実現している。港湾内施設の利用に際する前提条件は港において経済活動を行うことただ一つのみであり、売買は行っていない。現在、港湾内施設を賃貸している企業は 500 社程度であり、その多くが従業員数 3、4 名程度の小規模な企業である。企業間には非政治的なネットワークが形成されており、そのネットワークこそが港湾内での自由競争を促進させる要因となっている。

港湾におけるマネジメントに関しては、行政が関与している面と民間からもたらされる面との二面が存在する。ただし、ハンブルク市は Stadtstadt と言い、独自の議会と独自のパラメントを有する独立都市であるため、ここで言う行政とはドイツ連邦政府ではなくハ

ンブルク市当局の関与である。ハンブルク市当局は一般に公的インフラに対して責任を負っているが、ハンブルク港湾内のインフラ整備に関しては、ドイツ公法に基づき HPA が責任を負っている。港湾内での HPA の業務はインフラの土台を構築すること、また港湾の所有者としてプランニングやマネジメントを行うことである。現在でも港湾への投資金額は拡大中であり、経済効率性の観点から民間企業と手を組むことを念頭としているため、港湾の整備においては民間企業のビジョンに耳を傾けることに努めている。

． 質疑応答（以下、進行順に記す）

日本側の質問（以下、「質問」）:

「HPA の契約は総価契約と単価契約のどちらを採用しているのか。」

HPA の回答（以下、「回答」）:

「現場の仕事は幾つかの専門部署に分けられて行われており、競争プロセスの中で契約が行われている。積算に基づいて契約が結ばれている。」

質問：「日本の公共工事は全て総価契約だが、HPA ではどうか。」

回答：「我々にとって、総価契約は例外的である。統一価格を設定して、インフラの価格を決定する。」

質問：「日本では 40% の前払い金制度があるが、HPA では前払い金は存在するか。」

回答：「前払い金のシステムはなく、出来高払いを採用している。ただし、例外的に大量の鋼鉄が必要な場合は前払い金を支払うことがある。」

質問：「前払い金が必要か否かの判断は誰がするか。」

回答：「専門部署と中央部局が協力して行う。」

質問：「出来高の支払いはどのような間隔で行われているのか。決まった期間が設定されているのか。」

回答：「自由契約の原則で契約者同士が決めている。」

質問：「通常はどのくらいの期間で行われているのか。」

回答：「期間で決めない場合もあるため、一概には言えない。区画で決定する場合もある。」

質問：「支払いのタイミングは受注者の希望を優先するか、発注者の意見を優先するか。」

回答：「強調したいのは契約自由の原則が存在するということである。柔軟に受注者の希望に対応する。」

質問：「支払いは現金で行われているのか。」

回答：「銀行口座への振り込みによって支払われている。」

質問：「元請けと下請け間ではどうか。」

回答：「同様に銀行の口座を介して行う。」

質問：「日本は約束手形を用いる場合が多いが、ドイツではどうか。」

回答：「約束手形の使用は聞いたことがない。」

質問：「約束手形の使用を禁じる法律があるのか。」

回答：「使用を禁止する法的システムがあることは聞いたことがない。」

質問：「入札に関して自由競争を重んじると聞いたが、全て一般競争入札で行われているのか。」

回答：「ドイツの建築法に基づくと入札は公開しないといけない。随意契約や指名競争入札はあまり例がない。」

質問：「港湾のインフラ建設には専門的技術が必要とされるために、一般競争入札だと不都合はないのか。」

回答：「公開入札をする際に、企業側には工事を行う能力があることの証明が求められるため、HPAはその点に関与はしない。」

質問：「入札では価格を最重要視するのか。」

回答：「EU ガイドライン（ヨーロッパ入札法）に基づき、入札前に品質やデザイン、価格など入札に際して何を重視するかということを公表している。」

質問：「検査のシステムとプロセスはどのようになっているか。」

回答：「出来高に応じて検査・支払いを行い、最後に検査をして最終的な金額の全部を支払う。」

質問：「誰が検査を行うのか。」

回答：「HPA の組織内部にある検査を担当する部署と民間の技術者が協力して行う。」

質問：「民間の技術者はどう検査に関与するのか。」

回答：「担当部署の他に民間から技術者を雇っている。ミスがあった場合は刑法に基づいて処罰される。」

質問：「誰が処罰されるのか。」

回答：「ケースによる。滅多にないが、橋の陥落や談合など HPA の責任が認められれば処罰は当方にも及ぶ。」

質問：「日本の公共工事は一年前までは全て談合で決定していたが、HPA およびハンブルク市ではどうか。」

回答：（日本側の「談合」の意味を確認した後）

「報告された談合の例では、5 億ユーロの港湾プロジェクトで入札の際に瑕疵があったとして賠償責任問題に発展した。結果、責任を負って賠償金を支払ったが、工事が中断するリスクから行政側は談合を避けたい。」

質問：「HPA はハンブルク港湾内のどの部分に具体的に責任をもっているのか。」

回答：「岸壁工事や港湾内道路の工事、船との契約を含めて HPA が発注者として関与している。道路・水路・埠頭のメンテナンスの全てに発注者として関わっている。」

質問：「インハウスエンジニアと民間のエンジニアの両方を利用しているのか。」

回答：「はい。プランニングから個別の工事まで対応できる技術者が組織内に存在する。」

質問：「品質に問題があることが見抜けず、後に欠陥が発覚した場合は外部のエンジニアはどのような処罰を受けるのか。」

回答：「民法的にも刑法的にも処罰される。エンジニアは裁判所からの賠償も請け負うし、HPA も賠償を要求する。」

質問：「なぜ刑法まで適用されるのか。」

回答：「故意による欠陥の場合は刑法の適用が当然であると考える。」

質問：「過失も同罪か。」

回答：「小さな欠陥では刑法は適応されないが、検察官に恣意性が認められた場合は刑法が適用される。」

質問：「部分払いの間隔は受注者の希望を汲むと聞いたが、間隔が短い場合は発注者側の業務量が増えるがどのように対応しているのか。」

回答：「仕事量は増えるが、許容量を超えない範囲で契約時に交渉を行う。」

質問：「出来高払いの際にも部分的に検査を行うのか。」

回答：「契約と工事の種類によって毎回検査が必要となるか否かは異なる。」

質問：「検査をすることは工事がきちんとなされているかを確認することでもあるため、検査なくして支払うことは出来ないのではないか。」

回答：「監督職員が現場に駐在し、日々検査をしている。」

質問：「検査官を外部に委託していると言うが、行政と民間の職員のパワーバランスは対等か。日本では発注者側の技術者が圧倒的に強い。」

回答：「パワーバランスは仕事の複雑さによって異なる。高度な技術者が必要とされる場合は、その技術を持っている人の発言権が強い。民間でも発注者側でも高い技術を持っている人間が重視される。」

質問：「日本の公共工事は前払い金として40%が支払われ、常に総価契約が採用される。施工中には発注者側と民間の現場監督が駐在し、工事の終了時には発注者側の別の監督官が検査に来る。プログレस्पイメントは一切ない。このような日本のシステムをどう思うか。」

回答：「出来高払いが一番フェアであり、設計変更などのリスクに対する柔軟性もあると考える。我々が最も重要視していることは、受注者がきちんと職務をこなせるかどうかということだ。受注者に対して、不公平にならないように気を配っている。」

質問：「入札の瑕疵の事例とは具体的にはどのようなものか。」

回答：「一つにはヨーロッパ法に基づかない場合。もう一つは工事に適応が認められる受注者を採用しない場合。この二例に対しては発注者が罰せられる。裁判の際は業者の品格が裁判所で見られることもある。やはり透明性は必ず確保しなければならない。」

質問：「維持・修繕の単価は統一価格か。」

回答：「工事の種類に応じて、統一価格ではなく工事ごとに決めている。」

質問：「入札の際に、価格とそれ以外の項目はどのくらいの割合で評価されるのか。」

回答：「最小限でも価格は30%以上は考慮される。」

質問：「価格とそれ以外の項目を評価するタイミングは同じか。」

回答：「同時に全ての項目を考慮して決めている。」

質問：「評価項目は点数など一つの尺度で測る手法を使っているか。」

回答：「マトリックスを用いて、総合点をはじき出す。」

質問：「最低価格で入札してきた業者が落札できないという状況はどのくらいあるか。」

回答：「10%くらいである。」

質問：「点数評価のマトリックスは公開されているのか。」

回答：「実際に入札に参加する業者のみに公開されている。インターネットで一般向けには公開されていない。」

質問：「工事の全工程と支払いが終わった後にプロジェクトの評価として点数をつけるか。」

回答：「通常は行っていない。」



【写真 5.3.1】HPA での集合写真



【写真 5.3.2】インタビュー風景



【写真 5.3.3】ハンブルク港湾内の様子（船内より）



【写真 5.3.4】HPA 外観

5.4 ハンブルク市当局

訪問日：2007年9月20日（木）

訪問地：ハンブルク（ドイツ連邦共和国）

訪問先：ハンブルク市当局 / Behörde für Stadtentwicklung und Umwelt,

Amt für Bauordnung und Hochbau, Abteilung öffentlicher Hochbau40

面談相手：Hr. Delft Hartwig Kleist（公共地上工事担当）

Hr. Bernd Gramckow（公共地上工事担当）

Hr. Benno Speckin（設計指揮官）

インタビュアー：國島正彦（東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）

野田徹（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画 室長）

鈴木徹（国土交通省港湾局技術企画課 品質確保企画官）

赤川正一（国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課 課長）

日独通訳：野中麻里子（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

記録：滝口智香子（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

補佐：渡辺大二郎（東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程）

使用言語：ドイツ語及び日本語

． ハンブルク市について

ドイツ北西部に位置し、人口 170 万人のドイツ第二の都市である。行政ではベルリン特別市と同様、一市単独で連邦州（ラント）を構成する特別市という位置づけがなされている。その理由は、ハンブルクが中世以来の自由都市としての地位を現代まで維持していることによる。ハンブルク市はエルベ川の支流・アルスター川の河口にある港湾都市であり、ハンブルク港は中世よりハンザ同盟の中心的役割を果たすドイツ第一の規模を誇る国際港湾である。さらに、ドイツ北部における経済の中心地ともなっており、多くの国際企業が拠点を置いている。

． ハンブルク市当局によるプレゼンテーション概要

ハンブルク市における公共工事の事務手続きの基礎は VOB 法にある。VOB 法には入札の方法や市場の競争性をどう確保していくかということが明記されている。この VOB 法に基づいて、入札に際しては入り口価格が設定される。工事予算が入り口価格を越えた場合は入札プロセスの規定が適用される。入札方法に関しては三つの方式が採用されている。一つ目は公募式一般入札であり、入札方式のなかでも最も上位に位置づけられている。公募式一般入札の告知は専門新聞の紙面で公表され、入札へと至る。二つ目は指名競争入札

である。指名競争入札も公募式一般入札と同様に、専門新聞に出た告知から業者が指名を受けるために集まって来る。公募式一般入札と指名競争入札は、法律によってシステムが定められている。三つ目は随意契約で、発注者が業者を選択し、価格やその他の条件を考慮しつつ、発注者と受注者が協議を行って契約を進める。上記三つのどの入札方式を採用する場合でも、発注の際には入札の日時、場所を正確に公表する必要がある。しかし、入り口価格に関しては入札に参加した業者だけが知ることが許される。入札後、発注者は業者から提出された情報に基づいて、受注者を決定する。その際、最も重視されるのは経済効率性である。しかしながら、受注者を決定する場合は入札価格だけではなく、その他の条件も合わせて考慮される。

支払いシステムは工事の値段に応じて変化する。50万ユーロを一つの基準としている。部分払い方式を採用する場合は、工事の進捗状況に従い、部分払いのタイミングは一定の期間とされる場合もあるが、原則は契約に基づく。橋の工事や中小規模の工事では必要性があれば前払いを行うこともあるが、その後は出来高部分払いを行う。材料費が高く、銀行の保障がある場合は前払いを行うことが出来る。

． 質疑応答（以下、進行順に記す）

日本側の質問（以下、「質問」）:

「指名競争入札の場合、指名理由や指名されなかった理由が公に発表されるのか。」

ハンブルク市当局の回答（以下、回答）:

「入札後に指名の有無に関しては入札業者に伝えるが、その理由に関しては要望があったときのみ伝える。」

質問：「指名の基準は決まっているのか。」

回答：「工事内容に適した業者を選出することが大切だ。公募式一般入札では、工事を遂行するに足る能力を持つ業者だけが入札を希望する。また、公募式一般入札では公募に関心をもった全ての業者が必要書類を購入することが可能である。したがって、なかには施工業者や建設業者などが含まれている。発注者は工事の事業規模に比べて会社が適切かどうか、税金を支払っているか、社内の人材・経済マネジメントができていくかという点を見る。また上記の3点と合わせて、下請け業者を使うかどうか、どのような工事技術をもっているのか、どのように工事を進めるのかについても尋ねる。指名競争入札と随意契約の場合は、発注者がどの業者に書類を送るかを決める。」

質問：「一般競争入札において、価格とそれ以外の条件との評価比率はどのくらいか。」

回答：「連邦法に基づいて 80%が価格、20%がその他の条件という割合で決定する。補足になるが、ドイツ国内では一般競争入札が最も重要であり、指名競争入札や随意契約を採る場合は、その必要性をはっきり説明することが義務付けられている。」

質問：「最低価格で入札に臨んだ業者が落札できないことはあるのか。」

回答：「ほとんどない。ドイツの入札原則として、入札に際し発注者は評価計算表を作成する。発注者側の積算と業者の提出した価格を比較し、大きく金額が異なる場合は業者に説明を求める。VOB 法に基づいて、発注者側の積算との差異が大きい場合は受注することが禁じられている。公募式一般入札が重要視されているのは、透明性の確保のためである。また価格以外の項目で重要視するのは、労務に関する項目だ。建設会社の内部で、雇用者にきちんと給料が支払われているかや雇用者の労働時間と支給額について検査を行う。」

質問：「労務に関する検査は工事が始まってからも行われるのか。」

回答：「検査は入札の前に行われる。業者がどのような心構えで仕事に向かうか、その姿勢を準備させるためでもある。」

質問：「発注者の積算と業者が提出した価格の誤差を判断する具体的な基準はあるか。」

回答：「決まった基準はない。材料費は常に変化しているため、環境に柔軟に対応する。」

質問：「入り口価格の 60%や 70%で落札されることはあるか。」

回答：「価格以外の項目も考慮するため、そのような事例はない。仮に入札価格をあまりに低く設定してきた場合は入札をさせない。」

質問：「全ての公共工事で前払い金が支払われる日本のシステムについてどう思うか。」

回答：「想像することが難しいが、業者と行政の関係が密接で倒産の懸念がないから機能するシステムなのではないか。一部の大規模工事では日本でも部分払いがあると聞いたが、発注者側から仕事量が増えるという主張があるのではないか。」

質問：「日本では元請け・下請け間で約束手形が用いられるが、ドイツではどうか。」

回答：「我々は下請けに関しては関与しない。元請けに関しては調査するが、元請けと下請けとの関係に関わることはない。」

質問：「部分払いのタイミングは通常、月に一回行われるのか。」

回答：「契約において一定期間で支払うことを決めないこともある。しかし、一ヶ月に一回の支払いがほとんどである。日本のように40%の前払い金を支払うことになれば、銀行は業者の成績がない場合にはサポートを拒むため、本来銀行が行うはずのリスクマネジメントを全て行政が行わなければならないことになる。例外的な支払い方も可能ではあるが。」

質問：「出来高払いの際には数量と品質の検査が必要になるが、どのように行っているか。」

回答：「数量・統一価格・品質の報告を義務付けている。部分払いの際には、業者が工事の進捗状況を報告し、発注者は提出された報告を検査して監視レポートを作成する。数量や品質はその時点で判断する。」

質問：「検査は誰が行うのか。」

回答：「発注者側から検査官を出すように努力している。人件費の削減や高い技術力が必要な場合は民間に委託することもある。ハンブルクの道路工事はほとんどが民間の検査官を雇って行われている。」

質問：「検査官に資格は必要か。」

回答：「シビルエンジニアの高等教育を受けていることが必要である。」

質問：「経験は問われるか。」

回答：「問われない。経験がない場合は現場で仕事を覚えていく。土木技術者と土木技能者が共同して検査を行う。」

質問：「検査官の外注は建設コンサルタントに委託しているのか。」

回答：「工事によって異なるが、土木工事の場合はインハウスエンジニアを使っている。地上工事では民間に委託する場合もあるが、建設コンサルタントには委託しない。」

質問：「技術的に高度とは具体的にどのようなものを言うのか。」

回答：「斜めに建設するものは民間に委託する。」

質問：「日本では民間から検査官が雇われることに対して、公正の観点から発注者側に懸念がある。ドイツでは民間の検査官にどのような位置づけがなされているのか。」

回答：「民間でも発注者でもプロジェクトのために検査しているので公平性には問題ないのではないか。」

質問：「技術だけではなく、公共工事として造ったものを後世に残す責務が発注者にはある。その責務を念頭に置いても、民間の検査官を雇うことに疑念はないのか。」

回答：「検査官を民間に外注した場合でも、発注者側のプロジェクトリーダーと共同して検査を行うので、技術的にも品質的にも十分な質が保たれる。現場に発注者側の検査官が一人、民間の検査官が一人と立場の異なる二人の検査官が共同するので問題はないと考えている。一方で、民間は幾つかの業務を同時にこなす可能性があるために、検査が粗雑になるのではないかという心配も理解出来る。しかし、プロジェクトリーダーは経験に基づいて検査官を選出することを考えると、大事な的是見抜く目ではないか。最も危惧する事態は仕事ほしさからの同調だ。プロジェクトリーダーには検査官の人格を見抜く裁量が必要とされる。」

質問：「現場の発注者の業務がその他の業務と重複した場合はどうするか。」

回答：「プロジェクトリーダーが幾つもの工事を兼担する場合はある。会議にも出席するし、現場にも行く。仮に一つのプロジェクトの中で仕事が複数生じたときは、調整を行う。」

質問：「業務が重なった場合、発注者側の仕事を民間に委託することはあるか。」

回答：「可能ではあるが、土木工事の場合は民間の検査官に任せるには不足な箇所やあまりに重要な箇所があるため、発注者側で業務をこなすよう努めている。また、民間に委託する場合は行政職員より労務費が20%高いため、コストマネジメントからもなるべく発注者側の人間が行うようにしている。」

質問：「行政側の人員削減はあるのか。」

回答：「ある。政治的な経緯で、地上工事担当の公務員が削減される動きがある。」

質問：「最低価格で入札した業者がほとんど覆らない理由は価格を重視しているからなのか、それとも業者をふるい落として純粋な価格競争をさせているからなのか。」

回答：「価格を重要視している。しかし、業者は材料や技術を選択することができるため、どのようなメンテナンスを行うかということやどのような材料を使うかということ、また経営状態は確認する。労務費や材料費の報告を業者に求めるが、安全性や美観などを考慮して発注者側も積算を行う。業者が計算したコストリストに、工事に必要ないものが混じっていた場合は入札から排除する。さらに、必要な設備や材料がない場合や不足している場合も入札から排除している。」

質問：「主に単価契約を採用しているか。」

回答：「単価契約を用いている。幼稚園建設の例をとって説明するならば、窓の大きさ、材料、屋根の色など多種多様な選択が考えられる。このように多種多様な選択ができる場合は、単価契約で柔軟性をもたせる。」

質問：「もし市長から総価契約を採用することを強制されたら、発注者として受け入れることはできるか。」

回答：「日本のシステムが持っておらず、ドイツが持っているのが VOB 法だ。市長の独断に従うことはできない。」

質問：「総価契約を採用するという法律の改正案があった場合、どのような理由で反対するか。」

回答：「悪いシステムなので従いたくはないが、法律で決定した場合は公務員なので甘んじて従う。」

質問：「なぜ悪いシステムだと思うか。」

回答：「公務員としての役割として、ドイツ国内の発展を第一に考える。そのためには透明性と競争性が合わせて確保される必要がある。ドイツでも総価契約を採る場合はあるが、稀な事例である。むしろ、日本のように、全ての工事を前払いと完成時払いから成る総価契約で行う場合、仕事が粗雑であったり品質が悪い際に、どのように受注者圧力をかけるのかという点に興味がある。」

質問：「積算に費やす期間はどのくらいか。」

回答：「プラスマイナス 20% くらいの概算であれば、経験に基づいて一時間程度で行う。正確に計算する場合は、二ヶ月程度の期間が必要である。」

質問：「日本では全て詳細に計算することが法律で定められているが、どう思うか。」

回答：「ドイツでもプロジェクトをとるためには積算は必須である。」

質問：「日本では設計と施工は別々に行うことになっているが、ハンブルク市ではどうか。」

回答：「通例、施工と設計は別々に行うが、小規模プロジェクトでは同時に行う。」

質問：「設計は外注するのか。」

回答：「外注することもあるが、市当局内の担当部署が行うこともある。」

質問：「検査が必要な場合、デザイン事務所に検査を委託することはあるか。」

回答：「設計上、必要な点がある場合は委託もある。」

質問：「施工と設計を同じ業者に委託することはあるのか。」

回答：「地上工事では可能である。現在、PPP という大規模な工事がドイツで行われており、その工事に関しては施工も設計も一つの会社が行っている。」

質問：「積算の基準はあるか。」

回答：「積算の明確な基準があれば良いが、ハンブルク市にはまだない。バーデン・ヴュルテンベルク州（ドイツ南西部）には積算基準があると聞いている。」

質問：「誰がそのマニュアルを作成しているのか。」

回答：「地上工事に関しては、ドイツ 16 州の代表が集まってリストを作ったことがあり、公共発注者であれば閲覧することが可能である。」

質問：「日本では入り口価格を下回らないと入札できないが、ドイツではどうか。」

回答：「入り口価格はあくまで基準に過ぎず、重要視すべきは入り口価格との距離である。環境の変化を考慮し、入り口価格を絶対基準として位置付けているわけではないので、入り口価格を上回った場合でも入札は可能である。入り口価格は予算をとるために設定されるものであり、日本とは機能が異なるかもしれない。」

質問：「予算を超えた場合はどのように対応するのか。」

回答：「追加資料（変更資料）の提出というかたちで対応する。」

質問：「入札価格が高過ぎるあるいは低過ぎるという判断を個人の裁量で決定することができる法律が存在するのか。」

回答：「価格だけで業者を排除することがないように VOB 法が定めている。その反面、理由説明が可能であれば、個人の感覚が良いとも VOB 法は定めている。」

質問：「個人によって感覚は異なるが、その点はどう捉えているか。」

回答：「二人で共同判断する場合は地位の高い者に決定権がある。個人の裁量が意味しているのは、積算を出した人間には根拠があるため、品質が保たれているか否かの判断が出来るということである。」

質問：「個人の裁量では客観性に問題があるのではないか。」

回答：「部署として責任を負う事はあるが、個人で責任を負うことはない。」

質問：「ハンプルク市では、完成時に工事に対して点数をつけ、次の入札に反映することはあるか。」

回答：「現在はつけていないが、その点で問題が生じている。ただし、評価がないから問題なのではなく、いざ評価をしようとするときに問題があるという意味だ。評価対象が大企業であればあるほど、評価する側の人間の判断に差異が生じる。」



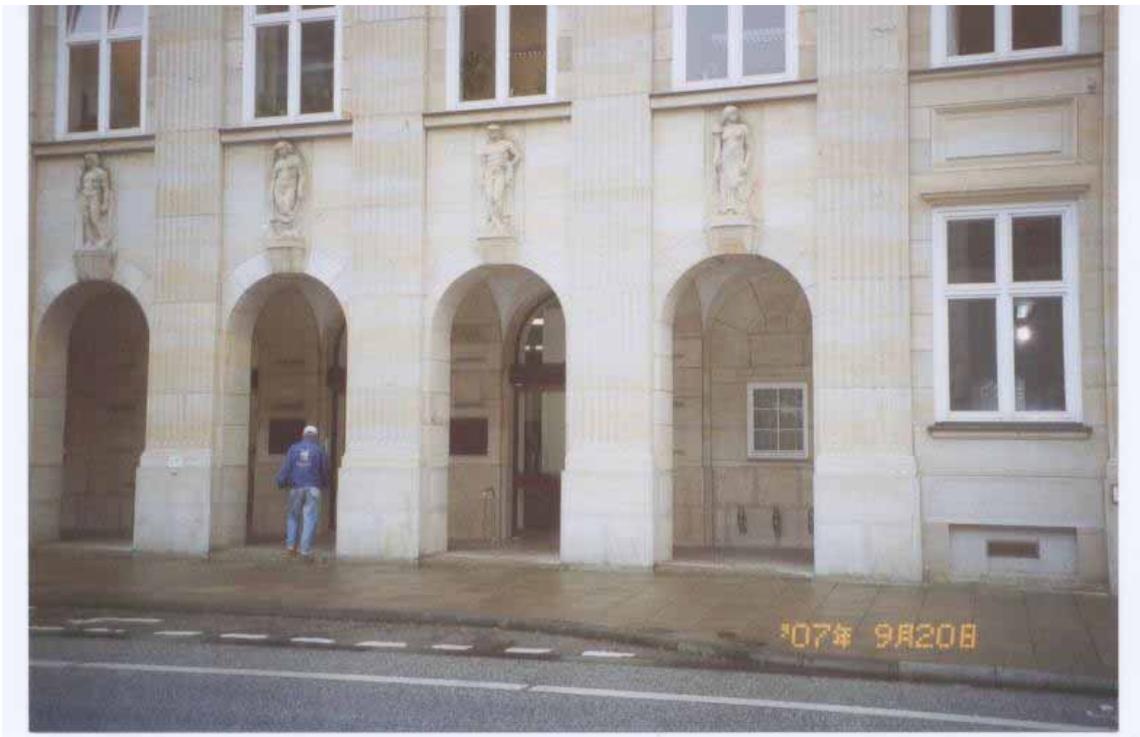
【5.4.1】ハンブルク市当局内での集合写真



【5.4.2】インタビュー風景



【5.4.3】ハンブルク市当局内観（正面玄関近く）



【5.4.4】ハンブルク市当局外観

5.5 ホッホティーフ社 (HOCHTIEF Construction AG)

訪問日：2007年9月22日(土)

訪問地：フランクフルト(ドイツ連邦共和国)

訪問先：ホッホティーフ社

面談相手：Hr. Bernd Steinfeld(契約監督)

Hr. Günter Brandl(積算リーダー)

Hr. Bernhard Hauke(スチール建設計画リーダー)

インタビュアー：國島正彦(東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授)

野田徹(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画 室長)

鈴木徹(国土交通省港湾局技術企画課 品質確保企画官)

赤川正一(国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課 課長)

日独通訳：野中麻里子(東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程)

記録：滝口智香子(東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程)

補佐：渡辺大二郎(東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士課程)

使用言語：ドイツ語及び日本語

.ホッホティーフ社について

ホッホティーフ社は1875年にフランクフルトに設立された、ドイツを代表する建設会社であり、国内に9000人、海外を含めて45000人の従業員を抱えている。同社は5つの組織から構成されている。建設サービスを行う部署、空港の建設と管理を行う部署、開発を請け負う部署がヨーロッパにあり、またアメリカ、アジア太平洋にも関係組織が存在する。アジアでは現地の会社と共同で建設プロジェクトを担当している。地上工事に加え、インフラ、ロジスティクス、コンサルティング業務など、その業務内容は多岐にわたる。

.ホッホティーフ社によるプレゼンテーション概要

ドイツには公法と民法の2つの建設法典があり、それらは共に建物の形式や場所に関する許可を定めている法律である。建設法典のなかでも、建設契約法は発注者と受注者の法的な関係を定めており、ドイツ民法典(BGB)と建築に関する契約の秩序法(VOB)に基づいた法律である。

ドイツは自由主義であるため、契約内容は発注者と受注者の間で自由に決められる。ドイツ民法典が定めるのは建設分野に限っておらず、建設における発注・契約に関するものは全2000の条文のうちの15の条文のみである。ドイツ民法典によると、受注者は工事の遂行に関する責任を、そして発注者は発注した工事に対する検査と支払いに関する責任を

負っている。しかし、ドイツ民法典は建設契約の複雑性を全てカバーしているわけではない。具体的には追加工事や変更、工事の中断、工程、工事日程、支払いなどに関する記述はなく、民法典が及ばない範囲については契約に含めるよう努めている。したがって、工事代金の支払い、つまり部分払いを採るか前払いを行うかは契約の中で決定される。このように、建設の複雑性や特殊性に欠ける法律では対応範囲に限界があるため、1950年にVOBが制定された。VOBは需要や判例に基づいて改正され続けており、現在では2006年度版が最新のものになっている。VOBはA・B・Cの3つの章で構成されている。A章は契約を締結する前の概略的な建設契約規則について、B章は契約の条件について、そしてC章は技術的要件について書かれている。ドイツ民法典とは異なり、VOBは法律でも慣習法でもないため、法的な拘束力はない。したがって、ドイツ民法典は契約の際に必ず加味されなければならないのに対し、VOBは契約の中で定められたときだけに効力を発揮する。このことは公共工事だけでなく、民間工事についても同様である。VOBに関して、公共工事と民間工事との間で唯一異なる点は、公共工事の発注者はVOBを契約の中で規定することが義務付けられているということである。ただし、これはあくまで制度上の話であり、実際には民間の発注者もVOBを契約の中に柔軟に取り入れている。その事実からも伺えるように、VOBは発注者と受注者の利益配分などの点において均整のとれた規則であることが認められている。

入札に関しては、国・州・市町村・民間でそのプロセスが異なる。公共発注者はA章を必ず契約に入れなければならない。VOBのA章では、発注者の透明性と説明責任が定められており、主立って三つの入札方式が挙げられている。一つ目は公募式一般競争入札で、誰でも入札に参加することが出来る。二つ目は参加者が発注者によって絞られ、大規模工事に適した指名競争入札である。指名競争入札では、受注者が発注者に対して経営能力や品質に関する証明を提出することが義務付けられている。三つ目は随意契約であり、これは三つの中で最も稀な契約方式である。随意契約の特徴としては、スピードが問われる事業や小規模な工事の場合に採用されることが挙げられる。さらにVOBでは、随意契約を使う具体的な事例についても触れられており、地震・戦争・ストライキなどへの対応や契約についても定められている。上記以外の契約方式として、最もプライオリティの低い交渉入札方式があり、その特徴としては後の契約変更ができないという点が挙げられる。落札者はVOBの基準に基づいて決定されるが、最低価格で入札した業者が必ず落札できるというわけではない。しかしながら、実際には最低価格を提示した業者が落札するケースが圧倒的に多い。入札の際に、スイスは70%が価格、残り30%が経営状態やこれまでの実績など価格以外の事項を考慮することが決まっているが、ドイツは発注者に、より自由な裁量を認めている。

B章は契約プロセスに関して定めた章で、欠陥のない工事をどのように進めるかに関する規則や、契約と施工工程に関する規則、作業の中止と妨害に関する規則、そして支払いに関する規則などが書かれている。民法典とVOBのもう一つの違いは、前者は契約変更がで

きないということにある。また B 章では、民間工事について、地震や戦争など予期できない危険が生じた場合の対処や、受注者と発注者の保証に関して、さらには意見の相違の解決方法に関する定められている。契約のタイプは民間工事と公共工事で大きな差はなく、業績に関する契約・労務に関する契約・材料や機械に関する契約の 3 つがある。業績契約が主として採用され、労務と材料に関しては追加的に用いられる。事前に工事がどのような様子を呈するのかということがわからない場合は、業績以外の契約方式が採用される。VOB は特殊な業績に関する定められており、副次的な仕事や特殊な仕事に関してはキュービクメーターあたりで計算される。業績リストにはそれぞれの部署がどのような作業を行ったかに関してや全ての作業と量に関する報告がある。その際、契約の中で定めている量と実際の使用量が異なる場合は実際の使用量を用いる。公共発注者は主に単価契約を採用している。総価契約には以下の 2 つのタイプがある。一つ目がいわゆる詳細な総価契約であり、どの工程でどれだけの量が必要となるかが詳しく計算されるため、単価契約と実質的には変わらない。また、全ての部署への支払いは総価契約的に行われるため、受注者が量で生じるリスクを負う契約方法であると言える。したがって受注者は、契約の段階で使用量を正確にはじき出す必要がある。詳細な総価契約において、発注者は工事の変更を要求できるが、その変更で生じた不足分は支払わなければならない。もう一つはグローバル総価契約である。グローバル総価契約では、発注者は業績リストを作成する必要がない。というのも、この契約方式においては詳細な事項を決定するのではなく、要求される性能や内容についてのみが定められるからである。発注者が作成するのは設計計画であり、受注者は作成された設計契約に対して何を作るかを決定することができる。しかし、受注者には技術に関するルールを守り、公法に定められている規則も遵守することが求められる。グローバル総価契約は、産業建築や地上建築で用いられることが多い。土木工事でも採用されることもあるが、そのプライオリティは低い。単価契約と総価契約の他にも、GMPA 契約という差額を発注者と受注者が分担負担する契約方法や、Pre Fair というプロジェクトが始まる前に入札はなく、話し合いがもたれる方法がある。

． 質疑応答（以下、進行順に記す）

日本側の質問（以下、「質問」）：

「単価契約と総価契約の公共工事における割合はどのようなものか。」

ホッホティーフ社の回答（以下、「回答」）：

「単価契約が 80%、総価契約が 10%である。」

質問：「その比率は 10 年前と同様か。」

回答：「10 年前は今日より単価契約が多かったのではないかと思う。5 年前から民間工事では、PPP も行われるようになってきた。」

質問：「ドイツでは、前払い金はあるか。」

回答：「公共工事では聞いたことがない。通常は一ヶ月に一回の出来高払いと、完成時払いを行う。完成後および請求後の 18 日以内に毎月支払われる。」

質問：「支払いは現金か。」

回答：「銀行振り込みで行う。」

質問：「元請けから下請けへの支払いも同様に現金で行われているのか。」

回答：「そうである。」

質問：「日本では約束手形で支払うケースが多いが、ドイツではどうか。」

回答：「約束手形は用いられない。」

質問：「約束手形の使用が法律で禁止されているのか。」

回答：「禁止されているわけではない。」

質問：「ホッホティーフ社から下請けへの支払いは毎月か。」

回答：「状況による。元請けと下請けの関係は VOB に基づくが原則自由であり、契約による。」

質問：「一般的にはどうか。」

回答：「通常は月一回の間隔で支払っている。3 ヶ月ごとに支払うことも可能であるが、その場合は利息を元請けが負担しなければならない。」

質問：「支払い時における検査はどのように行われているか。」

回答：「発注者と受注者が共同で検査する。」

質問：「具体的には誰が検査を行うのか。」

回答：「契約によって異なる。」

質問：「単価契約ではどうか。」

回答：「月々のノルマが明文化されているため、部分払いについては簡単である。一ヶ月あたりの出来高は大きくは変化しない。」

質問：「品質の検査はどのタイミングで行っているか。」

回答：「完成時に品質の検査をする。著しく品質が悪いときには、受け取りを拒否することができる。」

質問：「発注者の検査官は現場に常駐しているのか。」

回答：「はい。」

質問：「検査官は公務員なのか。」

回答：「道路の場合は公務員が担当する。人にもよるが、なかには民間の事務所に委託する発注者もいる。」

質問：「検査官となるために必要な資格はあるか。」

回答：「経験が必要である。」

質問：「具体的にどのように検査されるのか。」

回答：「エンジニアが検査を行い、検査全てにプロトコルが付けられる。検査官に注意を受けると、その注意を考慮しなければならない。つまり、検査官の許可なしには工事は進まない。」

質問：「それは毎月支払われるときの検査においてか。」

回答：「そうだ。」

質問：「国・州・市町村それぞれの検査のアウトソーシング比率はどの程度か。」

回答：「全てのレベルで、98%が外部、2%が内部である。」

質問：「日本の公共工事では検査が工事の最後に一回行われるが、ドイツではどうか。」

回答：「受け渡しの際には検査が行われる。工事の進行に許可が必要な場合もある。ドイツでは、エンジニア事務所に設計と検査を行う人間が別々におり、発注者の要請により人材が派遣される。」

質問：「ドイツでは、建設業者をランク付けしているか。」

回答：「日本のような決まった形でのランク付けは存在しない。ただし、公共発注者は入札時に業者の過去の実績について情報を求めることができる。大規模な工事や複雑な工事については、事前に評価項目を発表して指名競争入札が行われる。地上工事については業者の評価がほとんどない。」

質問：「ユニットプライスの契約変更は誰が責任を負うのか。」

回答：「事前の契約で定めるところだが、変更のリスクは発注者が負う。受注者がそのリスクを負うようであれば、受注者は契約をしない。」

質問：「実際の出来高の数量検査は変動するはずだが、その検査は行うか。」

回答：「出来高の確認はする。また、VOBのB章に基づいて完成時払いの前にも検査をする。施工中は受注者に品質確保と品質保証の義務があるため、リスクに関しては現場監督に報告がなされる。VOBのC章ではスタンダードが規定されており、それに基づいて受注者は監察官に証拠を提出しなければならない。」

質問：「ドイツの検査では写真が多く使われるのか。」

回答：「写真は使用される。施工前と施工後で写真を撮る。」

質問：「日本ではエンジニアより写真が信用されるが、ドイツではどうか。」

回答：「ドイツでは発注者と受注者の共通確認が大切である。書面を重視する。」

質問：「検査官に関して明確な資格はないのか。」

回答：「資格はない。しかし、専門的知識を持った人間が選ばれる。」

質問：「検査官の能力を判定することに対する発注者の責任はどのようなものか。」

回答：「工程について間違いがあった場合は、発注者側のプロジェクトリーダーが判断することができる。しかしながら、技術的判断はエンジニアが行う。防火や防音の特殊な箇所に関しては、また別の機関に人材を要請する。」

質問：「日本は建設投資が減り、中小企業が倒産したり若手の離職率が高いという状況にある。ドイツではどうか。」

回答：「基本的には同様である。投資が減り、多くの企業が倒産した。特に1年前の状況は最悪だった。下請けだけでなく元請けも厳しいのが現状だ。業界で働ける学生の数も減少傾向にある。建設マネジメントは誰でも勉強するが、設計などの知識に弱い人間が増えている。」

質問：「そのような状況のなかでホッホティーフ社が生き残れた理由は何か。」

回答：「国際性が第一の理由である。現在、我々が手がけるドイツ国内の事業は14%のみである。過当競争が著しいときはなるべく参加しないという手段を採った。常に戦争状態にあり、地上工事は特に状況が悪いため、撤退や市場の絞込みを行っている。常に改革が求められている。」

質問：「海外での業務はリスクが多いのではないか。」

回答：「ここ 15 年間で東欧への進出が進み、現地採用も進んでいる。しかし東欧は現在建設ブームの真っ只中にあり、労務費が高くなってきている。」

質問：「日本の前払い 40%、完成時払い 60%という出来高払いのない総価契約をどう思うか。」

回答：「40%の前払い金で全ての費用がカバーされる場合に限って機能するシステムであると思う（笑）。条件を明瞭に提示しているならば問題ないのではないか。銀行からどのタイミングでどれだけ借りるか、金利なども含めて積算できるのならば問題はない。」

質問：「途中で変更がありうるものには単価契約を使うのか。」

回答：「変更がなさそうなら総価契約、ありそうなら単価契約を用いる。」

質問：「日本では総価契約でも変更がありうるが、ドイツではないのか。」

回答：「総価契約でも基準となる表があり、その表に基づいて統一価格を決定する。追加・変更ができる点に関しては、総価契約と単価契約は変わらない。」



【写真 5.5.1】 ホットティーフ社内での集合写真



【写真 5.5.2】 インタビュー風景



【写真 5.5.3】インタビュー風景



【写真 5.5.4】ホッホティーフ社外観（正面玄関）

【卷末資料】

- 資料 1 質問事項（国土交通省；野田徹作成）
- 資料 2 質問事項（国土交通省；鈴木徹作成）
- 資料 3 質問事項（国土交通省；赤川正一作成）
- 資料 4 Fragebogen（2005/2006 年度作成資料 簡易修正版）
 - 4 質問事項（国土交通省）
 - 4 質問事項（三重県）
- 資料 5 チューリッヒ市当局 入札総合評価資料
- 資料 6 ハンブルク港湾公社 入札総合評価資料

資料 1

<インタビュー調査における質問・関心事項>

【a.公共事業を取り巻く状況】

- a-1) 貴国政府の公共事業関係費の動向はどのような状況か？
(わが国は財政改革の一環で減少の一途で、建設市場も過当競争となっておりいわゆるダンピングも頻発。)
- a-2) 貴国において現在実施されている主要プロジェクトは何か？ また、その概要は？

【b.設計業務について】

- b-1) 設計会社はどのように選定するのか？
(日本では、難しい設計はプロポーザルを受け、特定した企業と随意契約、簡単な設計は数社を指名し価格競争で選定している。)
- b-2) 設計フィーは誰がどのように算定するのか？
(日本では、発注者が積算基準やプロポーザル提案者の見積もりを用いて、必要なフィーを算定している。)
- b-3) 設計業務の成果品の品質を確保する方策としてどのような仕組みがあるか？
(日本では、受注者側に照査を義務付け、発注者は受け取り検査と成績評定(点数)を実施している。)
- b-4) 設計業務の成果品の品質に問題(設計ミスが多発など)が起こっていないか？
(日本では価格競争が激化し、設計ミスなどが増える傾向にある。)
また、もし品質に問題がある場合、発注者として成果品の品質を高めるためにどのような対策を講じているか？
- b-5) 成果品に設計ミスがあった場合、どのような責任分担となっているのか？

【c.工事検査について】

- c-1) 部分払いを行うための検査体制はどのようにしているのか？

資料 1

c-2) 検査を行う者はどのセクターに属するのか？また、何か技術的な資格を必要とするのか？

(日本では、検査は発注者の職員が行い、資格は問わない。)

c-3) 前問で資格が必要な場合、その資格の社会的な地位はどの程度か？

c-4) 検査後、工事の評価(所定の品質や出来型が確保されているかどうかのチェック、成績評定(点数)等)を行うのか？

c-5) 工事の評価記録を、どのように取り扱っているのか？

(媒体は？何に活用しているか？等)

c-6) 工事の評価記録は、他の発注機関等と共有しているか？

c-7) 検査終了後、粗雑箇所が見つかった場合の措置はどうしているのか？ また、検査を行った者の責任はどうなるのか？

【d.監督について】

d-1) 工事が適正に行われることを、監督業務を通じて発注者が確認しているか？

d-2) (監督業務を行われるものとして) 監督の主な業務は？

(日本では、監督業務として段階確認、設計変更協議、地元調整等がある。)

【e.工事費の積算について】

e-1) 発注者の積算(見積もり)の方法は？ また、算出した工事費の位置づけは？

(日本では、基本的には必要な費用を発注者が積み上げ計算。算出した工事費は、標準的な工事価格として上限拘束性を持つ予定価格としている。)

e-2) 積算を行う者に資格は必要か？ また、(資格が必要であるとして)その資格の所有者の社会的地位はどの程度か？

資料 1

【f.建設業について】

f-1) 貴国での建設業の構造はどのようになっているか？

(日本では約 542,000 社の建設会社が存在。重層下請構造が確立。)

f-2) 元請会社と下請会社の関係はどうか？

(日本では一般に片務的な関係となっており、下請会社の立場が弱く、特に最近ではダ
ンピングの影響で下請へのしわ寄せが行われている。)

f-3) 建設業への新規入職者の状況はどのようか？

(日本では年々減少。若者の離職者も多い。)

f-4) 建設業従事者(現場の技能工)の社会的地位はどのようか？

f-5) 建設技術者(建設業従事者ではない、主として元請会社の社員)の社会的地位はどの
ようか？

f-6) 貴国における建設業を所管する行政機関はどこか？

また、建設業の将来のあり方に関するビジョンを打ち出しているか？

(例えば海外進出)

【g.維持管理について】

g-1) 維持管理の基本的な考え方はどのようか？

(例：橋梁にはアセットマネジメントを導入。ライフサイクルコスト最小を目指して維
持管理計画を策定。・・・等)

g-2) 維持管理業務における民間企業の参画の状況はどうか？

(公物の点検、維持修繕工事・・・等)

資料 1

【h.発注者業務のアウトソーシングについて】

h-1) 発注者業務（積算、公物管理、検査、監督等）におけるアウトソーシングの状況はどのようなか？

h-2) アウトソーシングしている場合、何らかの資格を有した者に限定しているか？また、その資格はどのようなものか？

資料 1

<インタビュー調査における質問・関心事項>

<Fragebogen und wichtige Punkte für die Interviews>

【a.公共事業を取り巻く状況】

【a.Die Situation in der Bauindustrie, bzw. der öffentlichen Bauindustrie】

a-1) イツ政府の公共事業関係費の動向はどのような状況か？

a-1) Gibt es im Bereich der Kosten für öffentliche Bauprojekte eine bestimmte Tendenz in der deutschen Regierung?

a-2) ドイツにおいて、現在実施されている主要プロジェクトは何か？またその概要は？

a-2) Was für Hauptprojekte werden zur Zeit in Deutschland durchgeführt?

【b.設計業務について】

【b.über Design und Planung】

b-1) 設計会社はどのように選定するのか？

b-1) Wie wird vom öffentlichen Auftraggeber die Design- und Planungsfirma ausgewählt?

b-2) 設計の諸費用（fee）は誰がどのように算定するのか？

b-2) Wer berechnet die Kosten für die Design- und Planungsarbeit und wie?

b-3) 設計業務の成果品の品質を確保する方策としてどのような仕組みがあるか？

b-3) Welche Maßnahmen gibt es, um die Qualität der Baugebäude in der Design- und Planungsphase zu sichern?

b-4) 設計業務の成果品の品質に問題（設計ミスが多発など）はないか？もし、品質に問題がある場合、発注者として成果品の品質を高めるためにどのような対策を講じているか？

b-4) Gibt es oft Qualitätsprobleme in der Design- und Planungsphase, bzw. viele Fehler im Design? Wenn es ein Problem gibt, welche Maßnahmen werden durchgeführt, um die Qualität der Leistung zu erhöhen?

b-5) 成果品に設計ミスがあった場合、どのような責任分担となっているのか？

b-5) Falls es Fehler im Design gibt, wer ist inwieweit verantwortlich?

資料 1

【c.工事検査について】

【c.über die Inspektion】

c-1) 部分払いを行うための検査体制はどのようなものか？

c-1) Wie funktioniert das Inspektionssystem zur Teilzahlung?

c-2) 検査を行う者はどのセクターに属するのか？また、何か技術的な資格を必要とするのか？

c-2) Zu welchem Sektor gehoert der Inspektor? Welche technische Qualifikationen braucht er?

c-3) 資格が必要な場合、資格の社会的な地位はどのようなものか？

c-3) Wenn man als Inspektor eine Qualifikation braucht, wie hoch (niedrig) ist die soziale Position der Qualifikation?

c-4) 検査後、工事の評価は行うのか？

c-4) Nach der Inspektion, beurteilt man die Leistung der Bauarbeit?

c-5) 工事の評価記録はどのように取り扱われているのか？

(データの保存方法や活用する場面などについて)

c-5) Wie werden die Rekorde der Leistung der Bauarbeit behandelt?

(Wie das Data gesichert wird und benutzt wird)

c-6) 工事の評価記録は他の発注機関等と共有しているか？

c-6) Werden die Aufzeichnungen über den Erfolg und die Qualität der Bauarbeit mit anderen Organisationen (Auftraggebern) geteilt?

c-7) 検査終了後、粗雑箇所が見つかった場合の措置はどうしているのか？また、検査を行った者の責任はどうなるのか？

c-7) Was wuerde passieren, wenn noch nach der Inspektion ein Fehler im Bau entdeckt wird? Inwieweit ist der Inspektor hier verantwortlich?

資料 1

【d. 監督について】

【d. über die Bauaufsicht】

d-1) 工事が適正に行われていることが監督業務を通じて発注者によって確認されているか？

d-1) Prüft der Auftraggeber durch die Aufsicht, ob die Bauarbeit richtig durchgeführt wird oder nicht?

d-2) 監督の主な業務は？

d-2) Was sind die hauptsächlichen Dienstleistungen eines Bauaufsehers?

【e. 工事費の積算について】

【e. über die Preisbestimmung der Baukosten】

e-1) 発注者の積算の方法はどのようなものか？また、算出した工事費はどのように用いられるのか？

e-1) Wie berechnet man als Auftraggeber die Preisbestimmung? Ausserdem wie benutzt man die berechneten Baukosten?

e-2) 積算を行う者に資格は必要か？また、その資格の所有者の社会的地位はどのように認められているか？

e-2) Braucht eine Person, die den Preis bestimmt eine bestimmte Qualifikation? Wie ist die soziale Position einer so qualifizierten Person?

【f. 建設業について】

【f. über die Bauindustrie】

f-1) ドイツでの建設業の構造はどのようになっているか？

f-1) Welche Struktur hat die Bauindustrie in Deutschland?

f-2) 元請と下請会社の関係はどのようなものか？

f-2) Wie ist das Verhältnis zwischen den Hauptauftragnehmer und den Subauftragnehmer ?

f-3) 建設業への新規入職者の状況はどうか？

f-3) Wie ist die Situation von den neuen Arbeitern, die in die Bauindustrie kommen?

資料 1

f-4) 建設業従事者（現場の技能工）の社会的地位はどのようにみなされているか？

f-4) Wie ist die gesellschaftliche Position der Arbeitern der Bauindustrie (Techniker) in Ihrem Land?

f-5) 建設技術者（建設業従事者ではなく、元請会社の社員）の社会的地位はどの程度か？

f-5) Wie ist die Position der Bautechniker in der Gesellschaft (nicht der Bauarbeiter, sondern der Angestellten der Hauptauftragnehmer)?

f-6) ドイツにおける建設業を所管する行政機関はどこか？また、建設業の将来のあり方に関するビジョンを打ち出しているか？（例えば海外進出など）

f-6) Welche administrative Organisation ist verantwortlich für die Bauindustrie? Gibt es zukünftige Ziele oder Visionen für die Entwicklung der Bauindustrie? (z.B. Suchen neuer Märkte im Ausland)

【g.維持管理について】

【g.über die Wartung】

g-1) 維持管理の基本的な考え方はどのようなものか？

g-1) Was sind die grundsätzliche Ideen zur Wartung Ihrer Bauprojekte?

g-2) 維持管理業務における民間企業の参画の状況はどうか？

g-2) Beteiligen sich viele privaten Firmen im Bereich der Wartung der Bauwerke? Wie ist die Situation?

【h.発注者業務のアウトソーシングについて】

【h.Outsourcing der Arbeit der Auftraggeber】

h-1) 発注者業務（積算、公物管理、検査、監督 等）におけるアウトソーシングの状況はどうか？

h-1) Werden bei Ihnen Teile Ihres Aufgabenspektrums geoutsourct? Etwa Preisbestimmung, Management des öffentlichen Baus, Inspektion, Bauaufsicht, usw.?

h-2) アウトソーシングしている場合、何らかの資格を有した者に限定しているか？また、その資格はどのようなものか？

h-2) Wenn solche Arbeiten geoutsourct werden, welche Qualifikation verlangen Sie von dem Personal, an das die Arbeit abgegeben wird?

資料 2

< インタビュー調査における質問・関心事項（キーワード） >

【基本的課題】 ...調査の背景

品質確保
コスト縮減

競争性・透明性の確保
入札談合の排除
不良・不適格業者の排除（技術力、社会性）

発注者・受注者間の双務性・キャッシュフローの改善
元請・下請間の双務性・キャッシュフローの改善（行政・発注者の関与）

発注者側の技術力・技術者の確保

【関心事項】 ...以下についての事実確認、意見交換

（業者の事前評価）

- ・業者の格付け（事前評価システム）...経営事項審査、特別点数（技術力評価）
- ・入札参加資格審査（審査方法、資格要件）
- ・技術力・施工能力の評価（評価方法、タイミング）...事前評価、入札時評価
- ・作業機械・作業船（現場技能者を伴う）の保有状況に対する評価...工種別評価

（発注者積算）

- ・発注者積算（位置づけ、積算方法）...予定価格、入札方式の運用基準
- ・予定価格（上限拘束、下限規制）

（入札・契約）

- ・入札方式（運用方式、適用方法・基準）...一般競争、指名競争、随意契約
- ・落札方式（運用方式、適用方法・基準）...価格競争、総合評価（品質 + 価格）
- ・契約方式（単価契約、総価契約）
- ・保証制度（入札時、契約時）
- ・入札ボンド（入札参加時の与信評価）...参入時規制に対する考え方
- ・低入札（ダンピング）問題

資料 2

(検査・支払)

- ・ 検査・監督の体制・方法 (施工中の品質確認、出来高の確認方法、現場担当者の権限)
... 検査、監督の役割分担、兼務の規制に対する考え方
- ・ 支払制度 (前払い、出来高部分払い) ... 基本的考え方、前払金に対する考え方
- ・ 部分検査・部分払いの実態

(業者の事後評価)

- ・ 成績評定 (方法、結果の活用)

(技術者)

- ・ 技術者の確保 (発注者職員、外部からの供給システム)
- ・ 技術者の育成システム
- ・ 技術者の評価 (取扱い、評価方法)
- ・ 技術者の社会的地位

(情報公開)

- ・ 情報公開 (対業者、対国民) の実施状況・公開方法

資料 2

<インタビュー調査における質問・関心事項>

<Fragebogen und wichtige Punkte für die Interviews>

【a.業者の事前評価】

【a. Vorabbewertung der Baufirmen】

a-1) 業者の格付けはあるか？

a-1) Gibt es irgendeine Art von Ranking zwischen den Baufirmen?

a-2) 入札参加の資格審査はどのように行っているか？

a-2) Wie sieht die Qualifizierungsprüfung zur Beteiligung an der Submission vor der Ausschreibung aus?

a-3) 技術力・施工能力の評価はどのように行っているか？

a-3) Wie bewerten Sie die Fähigkeit der Technik und der Bauleistung der Baufirmen?

a-4) 作業機械・作業船・現場技能者の保有状況に対する評価はどのように行っているか？

a-4) Wie wird bewertet, wie viele Baumaschinen, Schiffe und Techniker eine Baufirma besitzt?

【b.発注者積算】

【b. Preisbestimmung durch den Auftragsgeber】

b-1) 発注者積算はどのように利用されるのか？

b-1) Wie funktioniert die Preisbestimmung durch die Auftragsgeber?

b-2) 積算はどのように行っているのか？

b-2) Wie wird der Preis bestimmt?

b-3) 予定価格（上限拘束、下限規制）はあるか？

b-3) Gibt es einen erwarteten Preis (z.B. Beschränkung nach unten, Höchstpreis)

【c.入札・契約】

【c. Submission und Vertrag】

c-1) 入札方式はどのような方法を用いているか？

c-1) Welche Ausschreibungsformen werden verwendet?

資料 2

c-2) 落札者はどのような基準で決定しているか？

c-2) Welche Kriterien sind für die Entscheidung bei der Submission wichtig?

c-3) 単価契約と総価契約のどちらを採用しているか？

c-3) Wird ein Stückpreisvertrag (Stückpreisabmachung) oder ein Pauschalvertrag geschlossen?

c-4) 入札時および契約時の保証制度はどのようなものか？

c-4) Was für ein Garantiesystem gibt es bei der Ausschreibung und bei dem Vertrag?

c-5) 入札ボンドはどのような体制を採用しているか？

c-5) Welches System vom Bietungsbond wird durchgeführt?

c-6) 現状、ダンピング問題はあるか？

c-6) Gibt es ein Dumpingproblem in der Praxis?

【d. 検査・支払】

【d. Inspektion und Bezahlung】

d-1) 検査・監督のシステムはどのようになっているか？

d-1) Wie ist das System und der Prozess der Inspektion und der Bauaufsicht?

d-2) 前払いはどのような時に用いるか？

d-2) In welcher Situation wird eine Vorbezahlung vereinbart?

d-3) 通常は出来高部分払いか？

d-3) Beahlt man normalerweise mit der Fortschrittszahlung?

d-4) 出来高払いの際の部分検査はどのように行っているか？

d-4) Wie führt man bei der Fortschrittszahlung die Teilinspektion durch?

【e. 業者の事後評価】

【e. Bewertung der Baufirmen nach Abschluß der Bauarbeit】

e-1) 成績評価はどのように行っているか？

e-1) Wie erfolgt die Beurteilung der Bauleistung?

資料 2

【f. 技術者】

【f. Ingenieure】

f-1) 技術者は外注しているのか？

f-1) Outsourcen Sie Techniker?

f-2) 技術者の育成システムはどうなっているか？

f-2) Wie werden die Techniker in Ihrem Land ausgebildet?

f-3) 技術者の評価はどのように行っているか？

f-3) Wie beurteilt man die Eignung und Leistung der Techniker?

f-4) 技術者の社会的地位は？

f-4) Wie hoch (oder niedrig) ist die soziale Position der Techniker in der Gesellschaft?

【g. 情報公開】

【g. Veröffentlichung von Informationen】

g-1) 業界内および国民に対し、どのように情報公開をしているか？

g-1) Wie veröffentlichen Sie Ihre Informationen der Industrie und dem Volk gegenüber?

<インタビュー調査における質問・関心事項>

- 1) 前回調査の質問を踏まえて、新たに派生した質問の整理
- 2) コンサルタント等に対する質問

コンサルタント業務に関する質問の背景は、公共工事の執行体制の中での建設会社とコンサルタント業務の建前と実態の乖離（汗かき業務、再委託）である。これに関連して、コンサルティング業務の発注制度、コンサルタントの選定、積算・支払い方式、発注者側の関与の内容と程度、検査及び評価方法、建設会社との関連等について質問事項を整理する。

1) 前回調査の質問を踏まえて、新たに派生した質問の整理

- ・ 前は主に民間の建設会社を中心に公共工事の代金支払制度に着目して、入札契約制度及び契約制度全般に関する質問調査を行っている。
- ・ 前回調査報告書を見て、新たに興味を持った点は工事成績評定と検査体制について。
- ・ オーストリア（Anton Traunfellner 社）では発注者による成績評定制度が無いと言っているが、スイスを含め欧州内ではどのようになっているか、無いとすればその理由は何か。欧州内の国による差が有るとすれば、入札契約制度による差なのか検査制度による差なのか整理（透明性・公平性等）することも重要と思慮される。

【a.検査及び工事成績に関して】

- a-1) 工事の完成検査体制や検査手法はどのように行われているか？
- a-2) 工事の要求性能・品質・出来具合等の検査の合格基準は有ると思われるが、それらを点数（得点）により評価しているか？
- a-3) 部分払いの際の検査と最終的な全体評価との関連はどのように行っているか？
- a-4) 工事の成績評定を行っていないとすれば、その理由は何か？
- a-5) 検査の透明性、公平性はどのように担保されているか？
- a-6) 建設会社の工事实績や評価をデータベース化し、公共工事発注者の誰もが活用できるシステムは有るのか？有る場合、その有効活用の仕組みはどのようなものか？

資料 3

a-7) スイスでは発注者側のインハウスエンジニアがほとんどいないというインタビュー結果だが、発注者サイドでは人員不足や人員削減に対し、監督・検査ではどのような制度・体制・ツールで対応しようとしているのか？

【b.その他】

b-1) インフラ整備に関し利用者ニーズの変化はあるか？

b-2) EU 発足で調達方式に変化はあるか？あるとすればどのような変化か？

b-3) 日本では、公共工事で受注者の債務不履行等により工事を完成出来ない場合に発注者に保証金を支払う措置（履行保証制度）が有るが貴国ではどうか

2) 公共工事に関する執行体制の中で建設コンサルタント業務の建前と実態の乖離

- ・ コンサルティング契約前に無報酬で、企画の段階から参加し費用回収のために談合等に走ること。
- ・ 工事の施工方法に関して、コンサル側に新工法・新技術の施工方法に関する知見がないため、建設会社に設計を無報酬で委託していること。（汗かき業務が談合を助長）
- ・ コンサルタントと建設会社の望ましい関係はどのようなものが整理する。
- ・ 公共工事の執行におけるコンサルタントの役目は、工事の調査・計画・設計のコンサルティングであり、それらのほとんどを建設コンサルタントに委託している。

【c.発注と積算】

c-1) コンサルティング業務の発注に関する入札プロセスは、どのような法制度により行われているか？

c-2) 発注者側は委託費の積算を独自に行うのか？契約額が事前の積算額を超えることはあるか？

c-3) 日本では工期が年度末に集中して問題になっているが、納期や工期をどのように設定しているか？

【d.支払い方式】

d-1) (進捗に合わせた)部分払い方式か？完成払い方式か？その際の支払いシステムは？

資料 3

【e.コンサルタントの選定方式】

e-1) コンサルタントの選定手順はどのように行われているか？

e-2) コンサルタントの選定方式はどれか？

(一般競争入札方式、指名競争入札方式、随意契約方式、プロポーザル方式、その他)

【f.発注者側の関与】

f-1) 業務進捗により発注者側と受注者側の担当者による打ち合わせを行うか？

f-2) 発注者側と受注者側の担当者の技術力の関係をどう感じるか？

【g.検査及び業務評価】

g-1) 業務完了にあたり、成果品が契約内容を満足しているかの確認方法はどのようにするのか？

g-2) 検査者はどのような人が行うか？

g-3) 不備があった場合、ペナルティーはあるか？

g-4) 検査結果を点数により評価しているか？

g-5) 評価している場合、どのような点を評価し、その結果をどのように利用しているか？

【h.その他】

h-1) 請負った設計業務に関して、建設会社に設計協力を依頼したことがあるか？

有る場合、それは有償か無償か？

h-2) 日本では設計コンサルタント業務の設計ミスが多発し、対応に苦慮しているが、貴国ではどうか？どのような対応策をとっているか？

資料 3

<インタビュー調査における質問・関心事項>
<Fragebogen und wichtige Punkte für die Interviews>

【a.検査及び工事成績】

【a. Inspektion der Bauleistung】

a-1) 工事の完成検査体制や検査手法はどのように行われているか？

a-1) Wie läuft die Komplettinspektion ab und welche Massnahmen werden bei Inspektion benutzt?

a-2) 工事の要求性能・品質・出来具合等の検査の合格基準は有ると思われるが、それ点数(得点)により評価しているか？

a-2) Ich nehme an, dass es bestimmte Kriterien der Prüfung von z.B. Bauleistung, Qualität und geforderter Leistungsfähigkeit gibt. Beurteilt man das mit einer Punktzahl?

a-3) 部分払いの際の検査と最終的な全体評価との関連はどのように行っているか？

a-3) Wie ist die Beziehung zwischen der Inspektion bei der Teilbezahlung und der Gesamtbeurteilung nach der Abschluss der Bauarbeit?

a-4) 工事の成績評定を行っていないとすれば、その理由は何か？

a-4) Wenn keine Leistungsbeurteilung der Bauarbeit durchgeführt wird, was ist der Grund dafür?

a-5) 検査の透明性、公平性はどのように担保されているか？

a-5) Wie sichert man die Transparenz der Inspektion und die Gerechtigkeit der Inspektion?

a-6) 建設会社の工事实績や評価をデータベース化し、公共工事発注者の誰もが活用できるシステムは有るのか？有る場合、その有効活用の仕組みはどのようなものか？

a-6) Gibt es ein System, in dem man alle Bauleistungen und Beurteilungen der Baufirmen als Datenbank zusammenfasst werden, die jeder öffentliche Auftraggeber einsehen kann? Wenn ja, wie funktioniert das System?

資料 3

a-7) スイスでは発注者側のインハウスエンジニアがほとんどいないというインタビュー結果だが、発注者サイドでは人員不足や人員削減に対し、監督・検査ではどのような制度・体制・ツールで対応しようとしているのか？

a-7) In der Schweiz gibt es, meinen Interviews zufolge, fast keine Inhouse-Ingenuere. Mit welchem Massnahmen, Systemen und Tools reagieren die öffentlichen Auftraggeber auf einen Mangel von qualifiziertem Personal und die Reduktion des Personals im Bereich Aufsicht und Inspektion?

【b.現状】

【b. Gegenwaertige Situation】

b-1) インフラ整備に関し利用者ニーズの変化はあるか？

b-1) Gibt es eine Veränderung der Bedürfnisse der Benutzer im Bereich Konstruktion der Infrastruktur？

b-2) EU 発足で調達方式に変化はあるか？あるとすればどのような変化か？

b-2) Hat die Ausschreibungsform sich geändert nach der Entstehung der EU? Wenn ja, wie ist die?

【c.発注と積算】

【c. Ausschreibung und Preisbestimmung】

c-1) コンサルティング業務の発注に関する入札プロセスは、どのような法制度により行われているか？

c-1) Nach welchem Gesetz wird der Ausschreibungsprozess der Consulting-arbeit durchgeführt?

c-2) 発注者側は委託費の積算を独自に行うのか？契約額が事前の積算額を超えることはあるか？

c-2) Bestimmen die Auftragsgeber die Auftragskosten? Ist es möglich, dass der tatsächliche Vertragspreis die vorher bestimmten Auftragskosten übersteigt?

c-3) 日本では工期が年度末に集中して問題になっているが、納期や工期をどのように設定しているか？

c-3) In Japan ist es ein Problem, dass Bauarbeiten sich am Ende des Jahres sammeln. Wie bestimmen Sie die Lieferzeiten und Bauzeiten?

【d.支払い方式】

【d. Bezahlungsarten】

d-1) (進捗に合わせた)部分払い方式か?完成払い方式か?その際の支払いシステムは?

d-1) Welche Bezahlungsarten werden in der Praxis benutzt? Fortschrittszahlung?
Fertigstellungszahlung? Was ist mit anderen Bezahlungsarten?

【e.コンサルタントの選定方式】

【e. Auswahlverfahren der Consultants】

e-1) コンサルタントの選定手順はどのように行われているか?

e-1) Wie werden Consultingfirmen ausgewählt? Gibt es ein bestimmtes Procedere?

e-2) コンサルタントの選定方式はどれか?

(一般競争入札方式、指名競争入札方式、随意契約方式、プロポーザル方式、その他)

e-2) Auf welcher Art ist eine Consultant-firma ausgewaehlt? (Nominales
Ausschreibungsverfahren, selektive Ausschreibungsverfahren, freibändiges
Verfahren oder Proposalverfahren?)

【f.発注者側の関与】

【f. Beteiligung der Auftraggeber】

f-1) 業務進捗により発注者側と受注者側の担当者による打ち合わせを行うか?

f-1) Gibt es Sitzungen mit Auftraggeber und Auftragnehmer im Lauf der Bauarbeit?

f-2) 発注者側と受注者側の担当者の技術力の関係をどう感じるか?

f-2) Gibt es Unterschiede zwischen den technischen Kenntnisse der Auftraggeber
und der des Auftragnehmers?

【g.検査及び業務評価】

【g. Inspektion und Beurteilung der Bauleistung】

g-1) 業務完了にあたり、成果品が契約内容を満足しているかの確認方法はどのようにする
のか?

g-1) Bei Abschluss der Bauarbeit, wie wird geprüft, ob der Vertrag wirklich erfüllt
wurde?

資料 3

g-2) 検査者はどのような人が行うか？

g-2) Wer ist verantwortlich für die Inspektion?

g-3) 不備があった場合、ペナルティーはあるか？

g-3) Gibt es eine Strafe bei Fehlern in der Inspektion?

g-4) 検査結果を点数により評価しているか？

g-4) Wird der Inspektionsergebnis mit einem Punktesystem bewertet?

g-5) 評価している場合、どのような点を評価し、その結果をどのように利用しているか？

g-5) Wenn ja, welche Kriterien gibt es, welche Gebiete sind zu prüfen, und wie benutzt man das Ergebnis weiter in der Zukunft?

【h.その他】

【h.Verschiedenes】

h-1) 請負った設計業務に関して、建設会社に設計協力を依頼したことがあるか？

有る場合、それは有償か無償か？

h-1) Haben Sie auch Baufirmen in den Planungs- und Designprozess einbezogen? Wenn ja, hat das gekostet oder war das kostenlos?

h-2) 日本では設計コンサルタント業務の設計ミスが多発し、対応に苦慮しているが、貴国ではどうか？どのような対応策をとっているか？

h-2) In Japan gibt es viele Fälle von Fehlern der Leistung der Designconsultants und wir geben uns viel Mühe, um das Problem zu lösen. Wie ist die Situation in Ihrem Land und welche Gegenmassnahmen werden durchgeführt?

h-3) 公共工事で受注者の債務不履行等により工事を完成出来ない場合に、発注者に保証金を支払う措置（履行保証制度）はあるか？

h-3) Gibt es ein Garantiesystem (Arbeitsausführungsgarantie) den Auftraggebern gegenüber, falls die Bauarbeit wegen fehlerhafter oder unvollständiger Leistung der Auftragnehmer nicht erfolgreich abgeschlossen wird?

資料4 質問事項（国土交通省）

Ministerium für Land, Infrastruktur und Transport

1. 公共工事の契約

1. Öffentliche Bauverträge

公共工事の契約で適用している約款はあるか？

Gibt es (spezielle) Klauseln, die in Verträgen für öffentliche Bauarbeiten angewendet werden?

市町村と政府の公共工事で共通か？

Sind öffentliche Bauarbeiten auf Gemeinde- und Staatsebene gleich?

主な契約方式は、建設単独契約かつ単価契約であると考えてよいか？

Welche Art von Verträgen werden hauptsächlich verwendet? Pauschalvertrag, und Stückpreisvertrag?

a. 建設単独契約以外の契約方式の工事はあるか？（例：デザインビルド等）

a. Gibt es andere Vertragsarten? (z.B.: Design Build In Vertrag)

b. 単価契約以外の契約方式はあるか？（日本では、総価契約）

b. Gibt es außer Stückpreisvertrag noch andere Vertragsarten?

(In Japan, Pauschalvertrag.)

工事価格に予定価格制度（上限拘束）はあるか？

Gibt es den Baupreis betreffend einen Höchstpreis (obere Preisgrenze) ?

発注者の積算は、ユニットプライス方式の積算か、資材単価や労務単価、歩掛を用いて積み上げる方式か？

過去の契約単価をデータベース化し、それを積算に使用しているか？

Wie wird die Preisbestimmung seitens des Auftraggebers durchgeführt?

Stückpreisbezogene Preisberechnung, oder Preisberechnung durch Aufrechnung von Materialpreis, Lohnkosten (Arbeitspreis)?

Werden vergangene Stückpreise in einer Datenbank gespeichert und bei der Preisberechnung verwendet?

契約時には入札単価の調整を甲乙間で行うことがあるか？（入札単価は変更しないか？）

Wird beim Vertragsabschluss eine Preisregulierung von beiden Seiten durchgeführt? (Ändert sich der Submissionspreis?)

契約前に、価格と技術提案について甲乙間で交渉することがあるか？

Gibt es vor Vertragsabschluss Verhandlungen zwischen den beiden Seiten, bezüglich Preis und vorgeschlagener Technologie?

入札者の工種毎の単価は、公表されるのか？

Wird der Stückpreis der einzelnen Arbeiten (des Auftragnehmers) öffentlich bekanntgemacht?

一般競争入札か、指名競争入札か、どのような入札方式が多いのか？

Welche Form (Submission durch Nominalsubmittenden, Submission durch Nominalsubmittenden nach öffentlicher Ausschreibung, Offene Submission) nimmt das Submissionswesen an?

契約上の瑕疵条項はあるか、その期間は？

(日本の土木工作物では2年、重大な過失や故意の場合は10年)

Gibt es im Vertrag Klauseln, die die Vorgangsweise bei Defekten regeln?

Wie lang ist der Zeitraum?

(In Japan ist der Zeitraum für Bauprojekte 2 Jahre, bei groben Fehlern oder bei Vorsatz, 10 Jahre.)

2 . 工事代金の支払方法

2 . Zahlungssystem für Bauausgaben

以下の工事代金支払の種類のうち、通常採用されているものはどれか？

Welches von den unten angeführten Zahlungssystemen wird im Allgemeinen verwendet?

a. 前払金支払 (日本では、国の場合は契約金額の40% (自治体では30%)

a. Vorauszahlungssystem (In Japan, wenn der Staat der Auftraggeber ist, 40% der Vertragssumme (in Gebieten mit Selbstverwaltung 30%))

b. 部分払 (日本では、ほとんど行われない 導入に向けて試行、検討を実施中)

b. Teilzahlung (In Japan kaum verwendet Einführung, bzw. Inbetrachtung im Gange)

c. 完成時払 (日本では、契約金額の60% (自治体では70%))

c. Fertigstellungszahlung (In Japan: 60% der Vertragssumme (in Selbstverwaltungsorganen: 70%))

d. 留保金払 (日本では、完成時払に含まれる)

d. Ratenzahlung (In Japan enthalten in „Fertigstellungszahlung“)

部分払がある場合、その支払間隔は通常どれぐらいか (例: 毎月、3か月に1回)

部分払は、出来高に応じて定期的に支払うのか、マイルストーンを設けて支払うのか?

Wie lang ist der Zeitraum zwischen den Zahlungen im Falle von Ratenzahlung

(jeden Monat, 1mal in 3 Monaten etc.)? Werden die Zahlungen dem Akkord

gemäß regelmäßig getätigt, oder nach Beendigung einer größeren Teilarbeit?

留保金がある場合、その金額の割合はどれぐらいか?
完成後も一定期間留保されることはあるか? (日本では完成時に支払)
Wie hoch ist der Anteil der Raten vom Gesamtpreis?
Wird die Bezahlung nach der Fertigstellung der Arbeiten für einen gewissen Zeitraum verschoben? (In Japan wird bei Fertigstellung ausbezahlt.)

元請業者から下請業者への支払は、現金か、または手形が用いられることはあるか?
下請業者への支払について、問題は生じていないか? (例: 支払の遅れ)
Wird der Unterauftragnehmer durch den Hauptauftragnehmer bar oder durch Wechsel bezahlt?
Gibt es Probleme bei der Bezahlung der Unterauftragnehmer? (Zahlungsverzug)

3 . 日常の工事の監督体制

3 . Aufsicht der täglichen Bauarbeiten

発注者側の職員自らが行うのか、コンサルタントを雇用して行うのか、第三者機関のエンジニアが行うのか、その他か?
Von wem wird die Aufsicht durchgeführt? Wird die Aufsicht von Angestellten des Auftraggebers durchgeführt, werden Consultants oder dritte (Ingenieure) angeheuert?

4 . 部分払の際の検査方法

4 . Inspektionen bei Teilzahlung

出来高の検査や部分払の判断は、誰が行っているか?
(例: 発注者側の監督職員・雇用したコンサルタント、第三者機関のエンジニア)
(日本では、法令に基づき、監督職員(発注者)とは別の検査職員(発注者)が検査)
Wer entscheidet über die Teilzahlungen und führt die Akkord-Inspektionen durch, wer entscheidet über die Teilzahlungen?
(z.B. Inspektor von seiten des Auftraggebers・angeheuerter Consultant, Ingenieur von dritter Seite)
(In Japan muss dem Gesetz entsprechend die Inspektion von einer Aufsichtsperson (Auftraggeber) und einem Inspektor (Auftraggeber) durchgeführt werden.)

支払に必要な検査が、発注者と受注者にとって負担に感じることはないか?
部分払の際の検査内容、検査に要する書類・所要時間は?
(日本では、部分払のための書類作成・検査に関する発注者・受注者の業務負担が増えることを懸念する意見もある)
Was beinhalten die Inspektionen beim Teilzahlungssystem? Welche Unterlagen werden verwendet? Wie lang ist die Inspektionszeit?
(In Japan, wird für die Teil-Inspektionen Material angefertigt. Es gibt Bedenken auch, dass es durch die Teilinspektionen zu zusätzlichen Belastungen auf der (nicht ausschließlich, aber vor allem,) Auftragnehmerseite kommt.)

5 . 完成時の検査方法

5 . Inspektion bei Fertigstellung der Arbeiten

完成時の検査は、部分払の際の検査に対し、検査体制、検査方法に違いはあるか？
(例：部分払の検査では常駐する監督職員が行い、完成検査では別の検査官が実施)

Ist die Inspektion bei Fertigstellung der Arbeiten im Vergleich zu den Inspektionen bei vor den Teilzahlungen anders?

(z.B. : Teilzahlungsüberprüfungen durchgeführt von ständig anwesendem Aufsichts-Ingenieur, Inspektion bei Fertigstellung durchgeführt von anderem Verantwortlichen)

6 . 設計変更・契約変更

6 . Designänderungen・Vertragsänderungen

工事発注後に設計変更が生じることは多いか？

Kommen Änderungen der Baupläne nach dem Zuschlag oft vor?

設計変更に伴う契約変更の時期は？(例：その都度実施するか、後にまとめて行うか)

Wie lang ist der durch die Änderung des Designs entstehende Zeitraum der Vertragsänderung? (z.B. : Wird der Vertrag bei jeder Designänderung geändert, wird nachher geändert?)

数量の増減があった場合に、単価の変更は行うか？

Wird eine Änderung des Stückpreises vorgenommen, wenn sich Aufwand ändert?

新工種が発生した場合、単価は甲乙間でどのように定めるのか？

Wenn neue Arbeiten entstehen, wie wird der Stückpreis zwischen beiden Seiten ausgemacht?

新工種が発生した場合、契約変更せずに当該部分の支払を行うことがあるか？

Wenn neue Arbeiten entstehen, gibt es die Möglichkeit ohne den Vertrag zu ändern die entsprechenden Teilarbeiten zu bezahlen.

変更協議において、甲乙間の双務性が確保されていると感じるか？

Haben Sie das Gefühl, dass bei den Gesprächen über die Änderungen „Beiderseitigkeit“ gewahrt wird?

7 . 保証制度

7 . Garantiesystem

前払金保証、履行保証の制度はあるか？

Gibt es eine Garantie der Vorauszahlung, Garantie der Arbeitsausführung?

履行保証の場合、契約金額に対する割合はどうなっているか？

Wenn es eine Garantie über die Arbeitsausführung gibt, wie hoch ist der Anteil am Gesamtvertragspreis?

8 . 公共工事に関連する状況

8 . Situation im Zusammenhang mit öffentlichen Arbeiten

スイス国内で公共工事の発注主体となる機関は？

(例：中央政府、州政府、自治体、公団・公社)

Welche Institutionen in der Schweiz (können) Auftraggeber von öffentlichen Bauprojekten sind (sein)?

(z.B. Zentralregierung, Kantonsregierung, Selbstverwaltungsbezirk, öffentliches Unternehmen, öffentliche Firma)

公共工事の年間発注総額は、経年的にはどうか？

道路、下水道、公園、河川などの中でどの分野の発注額が大きいのか

Wie hoch ist der jährliche Gesamtbetrag der ausgeschriebenen öffentlichen Bauarbeiten d.h. für Straßen, Kanalisationen, Parks, Flüsse/Seen etc.?

Wofür ist die Ausschreibungssumme groß?

入札での建設業者同士の談合、発注者が関与した談合が問題となったことはあるか？

Gibt es Fälle (jap. DANGO), von Absprache unter den Nominalsubmittenten vor der Submission? Gibt es Fälle von Absprache, in denen der Auftraggeber verwickelt ist?

ダンピングの問題は発生していないか、ダンピング対策は何か講じているか？

Gibt es das Problem von Dumping? Welche Maßnahmen werden dagegen unternommen?

手抜き工事、低品質工事など、工事の品質確保に関する問題は生じていないか？

Gibt es Fälle von ungewissenhafter Arbeit, schlechter Bau/Arbeit/Qualität?

Haben Sie keine Probleme mit Qualitätssicherung bei Bauarbeiten?

発注者の技術力・技術職員の確保は課題となっていないか？

Haben Sie nicht das Problem der Bewahrung der technologische Fähigkeit (know how) des Auftraggebers, Sinkende Zahl der Ingenieure etc.?)

9 . 最後に (日本の支払方法に対する感想)

9 . Zuletzt (Meinung über das japanische Zahlungssystem)

日本の工事代金の支払方法 (前払金40% + 完成払60%) について、スイスの方法と比べて、どのように感じるか、ぜひ感想をお聞かせ下さい。

Wir würden sehr gern Ihre Meinung über das Japanische Zahlungssystem (Vorauszahlung 40% + Fertigstellungszahlung 60%) im Vergleich mit dem Schweizerischen hören.

資料4 質問事項（三重県）
Fragebogen (Mie-Präfektur)
Questionnaire (Mie Prefecture)

1 建設業者の許可

1 Erteilung von Genehmigungen an Bauunternehmen

1 Building Licence for Building Companies

- 1) 建設業許可に際し建設業者の評価を行っているか。その場合どのような項目について評価しているか。例えば、資本金、売上高、技術者数、経営状況等
- 1) Wird das Bauunternehmen bei der Vergabe von Baugenehmigungen beurteilt? Wenn ja, nach welchen Kriterien wird das Bauunternehmen beurteilt? (z.B. Kapitalfonds, Einnahmen, Zahl der Ingenieure, Betriebswirtschaftlicher Zustand etc.)
- 1) Are there evaluation criteria for construction companies during public works licensing? If yes, what criteria are taken into consideration? (e.g. capital fond, revenues, number of engineers, soundness of business etc.)

- 2) 許可業種は日本は28業種あるがどのような業種に区分しているか。
- 2) Wie viele Unternehmens- bzw. Geschäftskategorien gibt in Ihrem Land? In Japan sind es 28.
- 2) In Japan, there are 28 different business categories. How many are there in your country?

- 3) 評価の結果、ランク付けを行い予定価格に応じたランクとしているか。
- 3) Wird nach der Beurteilung der Bauunternehmen eine den billigsten Angeboten nach sortierte Liste erstellt? (Wonach wird beurteilt?)
- 3) As a result of the evaluation, do you make a ranking of the construction companies according to the lowest bid price?

- 4) 完成工事の出来形評価いわゆる工事成績があるのかまたそれが会社評価に反映するのか。
- 4) Gibt es eine Beurteilung der Güte Bauarbeiten und wenn ja, wie wirkt sich die Beurteilung auf die Gesamtbeurteilung des Bauunternehmens aus?
- 4) Is there evaluation of the construction performance and if yes, does this evaluation effect the general ranking of the company?

- 5) 例えば同規模(資本金、売上高、技術者数が同じ)の会社で自社所有土地・社屋自社所有機械、借入金が少ない会社と 借地・借社屋、借り入れ機械、借入金の多い会社では評価はどちらが上か。
- 5) Wenn die Beurteilungskriterien (Kapitalfonds, Einnahmen, Zahl d. Ingenieure usw.) für zwei Bauunternehmen gleich sind, welches der beiden Unternehmen wird höher beurteilt? Jenes Unternehmen mit eigenem Grundbesitz und darauf errichteten Gebäuden, eigenen Maschinen und wenig geliehenem Geld, oder jenes, das viel geliehenes Geld, gepachtete Grundstücke, Gebäude sowie Maschinen hat?
- 5) In case the evaluation criteria (capital fond, revenues, number of engineers, etc.) are the same which of the following will be ranked higher: the company with its own land and buildings, which uses its own machinery and has few borrowed money, or the one which rents the land and buildings, uses rented machines and has much borrowed money?
- 6) 建設業の許可を取れば即公共工事への参加は可能か。
- 6) Kann unmittelbar nach dem Erhalt der Baugenehmigung mit den öffentlichen Arbeiten begonnen werden?
- 6) Can the public work start immediately after obtaining the licence for construction?
- 7) 会社役員に暴力団関係者がいる場合は許可しないがスイスにおいてはどうか。
- 7) In Japan wird keine Genehmigung erteilt, wenn jemand aus dem Firmenvorstand in Gangster/Bandenkreise verwickelt ist? Wie ist das in Ihrem Land?
- 7) In Japan no construction permission will be given to a company if a member of the committee is involved in gangster circles. How is it in your country?

2 建設業団体

2 Bauunternehmervereinigung

2 Association of Construction Contractors

- 1) 法律に基づく建設業団体はあるか。
- 1) Gibt es eine dem Gesetz nach vorgeschriebene Bauunternehmervereinigung?
- 1) Is there an Association of Construction Contractors based on law?

三重県では社団法人三重県建設業協会が国、県への要望活動、技術研修、IT化講習、経営者研修等を行っているがスイスでは類似の団体は有るか。

In der Präfektur Mie gibt es die „ Mie-Bauunternehmervereinigung “ , die den Forderungen von Staat und Präfektur entgegenkommt, d.h. Training von Ingenieuren und Managern durchführt, und IT-Kurse etc. veranstaltet. Gibt es in der Schweiz/Österreich eine vergleichbare Vereinigung/Organisation?

In Mie prefecture there is the Mie Prefecture Construction Association, which meets requests from the state or prefecture, such as training of engineers and managers and IT training courses. Is there a similar organisation/association in Switzerland/Austria?

- 2) 建設業団体には全て加入しなければならないか。
2) Müssen alle dieser Bauunternehmervereinigung beitreten?
2) Do all construction companies have to become a member of this construction association? (Is the membership obligatory?)
- 3) 加入が義務づけられていない場合、加入団体の会社と非加入会社の差異はあるのか。
3) Wenn die Mitgliedschaft nicht verpflichtend ist, gibt es Unterschiede zwischen Unternehmen, die Mitglieder sind und solchen, die nicht Mitglieder sind?
3) If membership is not obligatory, is there a difference between companies which are members and those which are not?
- 4) 発注機関と建設業団体との意見交換はあるのか。
4) Gibt es einen Meinungsaustausch zwischen der Auftraggeberseite und der Bauunternehmervereinigung?
4) Is there an exchange of opinion between the client side and the construction association?
- 5) 建設業者数はどれだけか、また、全国規模での業者数は。
5) Wie viele Unternehmen gibt es insgesamt in Ihrem Land/Kanton/Bundesland/Stadt? Wie viele Bauunternehmen gibt es in Ihrem Land?

- 5) How many business companies are there in your country/Kanton/
province/town? How many construction companies are there in your
country?

3 予定価格の積算

3 Bestimmung von Höchstpreisen (geplanten Preisen)

3 Estimation of target price

- 6) 発注者の積算は実勢単価、過去の積み上げ、歩掛りを使用するのか。
- 6) Wird bei der Bestimmung des Höchstpreises seitens des Auftrag-
gebers der aktuelle (Markt)Stückpreis, vergangene Resultate, etc.
in Betracht gezogen?
- 6) When estimating the ceiling price, is the current market unit-
price, past construction performance etc. taken into considera-
tion?
- 7) 生コンクリート等の共同販売組合による価格協定は日本では独占禁止法
にふれないが本来自由競争で価格決定すべきと思うがどのような状況か。
- 7) In Japan sind Preisvereinbarungen in Gewerkschaften, wie z.B. in
der Gewerkschaft für fertigen Beton, nach dem Kartellgesetz nicht
verboten, aber ich denke, dass der Preis durch freien Wettbewerb
bestimmt werden sollte. Wie denken Sie darüber?
- 7) In Japan price arrangements by unions, such as the readymixed
concrete sales corporative association are not violating the anti-
trust law, but I think that the price should be defined through
free competition. How do you think about this?
- 8) 国、州、市町村いずれも同じような予定価格設定方法か。
- 8) Ist das Methode zur Bestimmung von Höchstpreisen in Staat, Land
(Kanton), Gemeinde gleich?
- 8) Is the method for estimation of the ceiling price the same on
the state/land/Kanton/municipal level?
- 9) 工事価格の積算構成はどのようなものか。材料費・労務費と諸経費
(工事施工に伴い必要となる雑費)という組合わせか。
- 9) Was ist die Methode zur Bestimmung des Höchstpreises? Ist es eine
Kombination aus Materialkosten・Lohnkosten und Gemeinkosten
(verschiedene während dem Bau entstehende Kosten)?

- 9) What is the method to evaluation the ceiling price? Is it a combination of material costs · labour costs and overhead costs (various cost that arise during construction work)?

4 入札制度

4 Submissionswesen

4 Bidding system

- 1) 入札方式はどのような形態か。指名競争入札、公募型指名競争入札、一般競争入札等どのような入札方式をとっているのか。また、その使い分けは。

- 1) Welche Form (Submission durch Nominalsubmittenden, Submission durch Nominalsubmittenden nach öffentlicher Ausschreibung, Offene Submission) nimmt das Submissionswesen an? Wie wird zwischen ihnen unterschieden?

- 1) What bidding system (e.g. designated competitive bidding, public invitation type designated competitive bidding, open bidding, etc.) is used? What are differences between these methods?

- 2) 入札結果から契約の相手方は最低価格提示者か。

- 2) Ist nach der Submission der Vertragspartner jener, der das niedrigste Angebot gemacht hat?

- 2) Does the lowest bid get the contract after the bidding?

- 3) 予定価格の上限拘束性はあるのか、また、下限拘束性（最低制限価格はあるのか）。

- 3) Gibt es eine obere Grenze für die Höchstpreise?

Gibt es eine Beschränkung nach unten, d.h. unteres Limit?

- 3) Is there an upper limit for the ceiling price? Is there a lower limit for bid price?

- 4) 予定価格（上限値、下限値）、参加メンバーは公表しているのか。

- 4) Werden die Richtpreise (Höchstpreislimit, tiefstmöglicher Preis), sowie die Teilnehmer an der Ausschreibung bekanntgemacht?

- 4) Are the (ceiling) prices (highest limit price/lowest limit) and the participants of the bidding made public?

- 5) 下限拘束値（最低制限価格）の根拠法令は何か。

（三重県は会計規則で予定価格の $4/5 \sim 2/3$ ）

- 5) Was ist das grundlegende Gesetz bzw. die Verordnung für das untere Limit (unterster Mindestpreis)

(In der Präfektur Mie ist der tiefstmögliche Preis durch das Kassenrecht zu $4/5 \sim 2/3$ des Höchstpreises (vom Auftraggeber ermittelt) bestimmt.)

- 5) What is the basic law for the minimum bid price?
(In Mie prefecture the minimum bid price equals to $4/5 \sim 2/3$ of the ceiling price that is evaluated by the client)
- 6) 三重県では下限拘束値を下回っても調査の上契約できる場合があるがそのような制度はあるか。
- 6) In der Präfektur Mie kann es auch zu einem Vertragsabschluss kommen, wenn das Angebot unter dem unteren Limit liegt. Gibt es so eine Möglichkeit?
- 6) In Mie prefecture, it can happen that a contract is concluded although the bid price is under the lower limit. Is there such a possibility?
- 7) 談合はあるのか、また、あった場合の対処法は。
- 7) Gibt es Dango, d.h. Absprache unter den Nominalsubmittenten vor der Submission? Wie sind die Maßnahmen dagegen?
- 7) Does dango, i.e. consultation and adjustment among designated bidders before bidding, exist? What are the measures against it?
- 8) 経常建設共同企業体方式はあるのか。
- 8) Gibt es ein "Allgemeines Baukonsortium"?
- 8) Is there an "ordinary construction consortium" ?
- 9) 特定建設共同企業体方式はあるのか
- 9) Gibt es ein "Spezifisches Baukonsortium"?
- 9) Is there a "specific construction consortium" ?
- 10) 単体企業への発注と企業体方式への発注の使い分けは。
- 10) Wie wird bezüglich der Auftragerteilung zwischen eigenständigen Unternehmen und Unternehmensgruppen unterschieden?
- 10) Concerning the order, how do you differentiate between single corporations and corporation entities?
- 11) 地方の建設業者と全国的な建設業者の使い分けはどうしているのか。
- 11) Wie wird zwischen lokalen Bauunternehmern und landesweiten Bauunternehmern unterschieden?

1 1) How do you differentiate between local construction companies and countrywide construction companies?

1 2) 発注にあたって建設業者の格付け・技術力の評価等を行っているか。

1 2) Wird bei der Ausschreibung die technische Fähigkeit des Auftragnehmers evaluiert?

1 2) Are the technological capabilities of the contractor evaluated during bidding?

5 契約制度

5 Vertragssystem

5 Contract system

1) 国、州、市町村とも同じような契約書か。(標準的な契約約款はあるのか)

1) Sind die Verträge für Staat, Kanton/Bundesland und Gemeinde gleich? (Gibt es Standardklauseln?)

1) Are the contracts the same for Country, Kanton and municipality? (Are the standard-clauses?)

2) 契約は総価方式か総価・単価方式かその場合単価は入札後の交渉で決定するのか。

2) Wird im Vertrag eine Pauschalsumme oder Teilsummen (für jeweiligen Arbeit) vereinbart? Im Falle von Teilsummen, werden sie durch Verhandlungen nach der Submission festgesetzt?

2) Is the contract a lump sum contract or a unit-price contract? In case of unit-price contract, is the unit-price decided through negotiations after the bidding?

3) 工事の管理基準いわゆる共通仕様書はあるのかまた、全国的に共通か。

3) Gibt es einen administrativen Standard, d.h. ein allgemeines Spezifikationshandbuch? Wenn ja, ist es landesweit gleich?

3) Is there an administrative standard, i.e. a general specifications manual and it is the same country-wide?

4) 工事の保証方法はどのような制度を利用しているのか。

4) Welches System wird als Garantie für Bauarbeit verwendet?

4) What system is used in order to guarantee the construction work?

- 5) 契約時に下請け業者の契約書は確認するのか。
- 5) Wird beim Vertragsabschluss der Vertrag des Unterauftragnehmers überprüft?
- 5) When concluding the contract, is the contract of the sub-contractor checked?

6 発注体制・監督体制

6 Auftragevergabe・Aufsicht

6 Oder placement・Supervision

- 1) 予定価格の作成、技術管理、監督業務を行う職員は土木技術者か。
- 1) Sind die Angestellten, die den Höchstpreis ermitteln, die technische Leitung innehaben, die Aufsicht führen Bauingenieure?
- 1) Are the people, who estimate the ceiling price, perform engineering management and supervision, civil engineers?

- 2) 監督制度は単独の監督員制度か複数監督員制度か。
- 2) Wird die Aufsicht von einem oder mehreren Angestellten durchgeführt?
- 2) Is the supervision performed by one single man, or is there a number of supervisors?

- 3) 監督業務は発注側職員が行うのか、コンサルタントの活用か、その他か。
- 3) Von wem wird die Aufsicht durchgeführt? Wird die Aufsicht von Angestellten des Auftraggebers durchgeführt, oder werden Consultants angeheuert? Andere?
- 3) Is the supervision performed by personnel of the client, or by consultants? Or by others? Who performs the supervision?

- 4) 出来高部分検査、完成検査は誰が行うのか。
- 4) Wer führt die Akkord-Inspektionen, wer die Komplettinspektion durch?
- 4) Who performs the piecework inspections, who performs the complete work inspection?

- 5) 施工中の施工体制の確認等現場における監督業務を行っているか。
- 5) Gibt es eine Aufsicht des Zustandes während der Bauphase auf der Baustelle?

5) Is there a supervision during construction stage at the site, such as the checking of the construction

6) 現場の施体制は、下請けのある複層構造か。

6) Werden auf der Baustelle Unterauftragnehmer angeheuert?

6) Are sub-contractors hired at construction site?

7) 下請け業者の使用に関し、発注者に報告義務があるか。

7) Muss der Auftragnehmer dem Auftraggeber über das Anwerben von Unterauftragnehmern berichten?

7) Is the contractor obliged to report the hiring of sub-contractors to the client?

7 工事代金の支払制度・確認方法

7 Zahlungssystem und Überprüfungsverfahren für Bauausgaben

7 Payment system and verification method for construction expenses

1) 契約後直ちに代金の一部を支払う制度は有るのか。(工事着手金として)

1) Wird nach gleich nach dem Vertragsabschluss ein Teil der Ausgaben (als „Anreiz“Vorschuss) bezahlt?

1) After the successful contract, is a part of the money paid in advance a mobilization fee (seed money)?

2) 全ての工事が毎月払い制度か。

2) Werden bei allen Bauprojekten monatliche Fortschrittszahlungen getätigt?

2) Is the monthly payment system used for all construction work?

3) 全ての工事が毎月払い制度でない場合その対象外工事はどのようなものか。

3) Im Falle, dass das Zahlungssystem nicht bei allen Bauprojekten monatliche Fortschrittszahlungen enthält: Um welche Bauprojekte/arbeiten handelt es sich?

3) In case the payment system is not monthly payment system for all construction work, what are these cases?

4) 部分払いの頻度は、毎月か、区切りのついた時点で請求に応じてか。

4) Wie oft werden die Teilzahlungen durchgeführt? Jeden Monat, oder nach Abschluss einer Teilarbeit und Forderung nach Zahlung?

- 4) How often are the partial payments performed? Every month or when a part of work is finished and the payment requested?
- 5) 部分払いの支払いはどのようなフローで行われるのか。
(検査の一部として考えているのか、誰がどのように確認するのか)
- 5) In welcher Art werden die Teilzahlungen durchgeführt?
(Werden sie als ein Teil der Inspektionen angesehen, wer überprüft was wie?)
- 5) In what flow is the partial payment performed?
(Is it regarded as a part of the inspection? Who performs the checking?)
- 6) 契約書記載以外工種が発生した場合変更契約後の支払いか、単価契約しているものから構成される工種であれば支払い可能か。
- 6) Im Falle, dass Baurbeiten entstehen, die nicht im Vertrag niedergeschrieben sind, wird die Bezahlung nach Änderung des Vertrages durchgeführt? Ist eine Bezahlung möglich, wenn die Bauarbeiten aus Teilarbeiten bestehen, die im Stückpreisvertrag enthalten sind?
- 6) In case that construction works emerge, which are not written down in the contract, will the payment be performed after a change of the contract? Is the payment possible if these construction works consist of piecework which is comprised in the unit-price contract?
- 7) 元請け業者から下請け業者への支払いは部分払いの都度支払いを義務づけているのか。また、その支払いは現金支払いか、発注者は支払い状況は確認するのか。
- 7) Wenn der Hauptauftragnehmer die Unter-Auftragnehmer in Teilzahlung entlohnt, ist eine PAYG-Zahlung verpflichtend?
Ist die Bezahlung in bar und überprüft der Auftraggeber die Zahlungssituation?
- 7) In case the payment from the principal contractor to the subcontractors is partial-payment, is pay-as-you-go (PAYG) obliged?
Is the payment in cash and does the client check the payment situation?
- 8) 下請け業者への支払いは全て現金で無い場合手形支払いの長期期限は禁止しているか。

- 8) Im Falle, dass die Bezahlung der Unter-Auftragnehmer nicht in bar, erfolgt, gibt ein Verbot von langfristigen Wechseln?
- 8) In case the payment to the sub-contractors is not cash, is a long-term deadline for promising notes forbidden?
- 9) 工事の種類により部分払いに適した工事、また、適しない(確認しにくい)工事があると考えるがどのように取り扱っているのか。
(例えば、毎月でなく確認できる工種が出来てから支払うのか)
- 9) Es gibt Arbeiten, für die das Teilzahlungssystem angewendet werden kann und solche, für die es nicht adequat (oder schwer zu überprüfen) ist. Wie wird dieser Punkt behandelt?
(z.B. Nicht jeden Monat Teilzahlungen, sondern nach Beendigung einer verifizierbaren Arbeit.)
- 9) There are works, for which the partial payment system can be used and such for which it cannot be used, or is very difficult to verify. How do you deal with this point?
(For instance: no partial payments every months, but after finishing a verifiable piecework)
- 10) 部分払い制度は全ての工事に適用するのか、或いは工事の種類、金額により設定するのか。
- 10) Ist das Teilzahlungssystem für alle Bauarbeiten anwendbar, oder wird es durch den Preis, die Art der Arbeit, etc. bestimmt?
- 10) Is the partial payment system adoptable for all construction a works, or does it depend on the amount of money and sort of work?
- 11) プロGRESS・PEIEMENTの支払いに際しての確認は3)での質問にあるが、どの程度の確認を誰が行うのか。完成検査と同様な出来高、形状、寸法、品質及び管理資料を求めるのか。
- 11) In Frage 3) wurde bereits auf die Überprüfung bei Fortschrittszahlungen eingegangen; die Überprüfungen werden in welchem Maße von wem durchgeführt? Wird - genau wie der Komplettinspektion Material über Akkord, Form, Abmessungen, Qualität und Verwaltung verlangt?
- 11) In question 3) we asked about progress payments. who performs the verification how often? Is - just like in the complete work inspection data required about piecework, shape, dimensions, quality and administration?

- 1 2) 11) で完成検査並みの確認を行う場合最終完成検査は簡潔に行えるが、完成時に確認済み箇所まで検査を行うのか。
- 1 2) Zusammen mit den in Punkt 11) erwähnten Überprüfungen/ Inspektionen kann die abschließende Komplettinspektion kurz und einfach durchgeführt werden. Werden bei der Komplettinspektion nach Abschluss der Arbeiten auch die Punkte überprüft, die schon gecheckt wurden.
- 1 2) Together with the verifications mentioned in Point 11) the final complete work inspection can be performed shortly and easily. At the final complete work inspection, do you also check the points which have already been controlled?
- 1 3) 入札保証・履行保証の設定について教えてください。
- 1 3) Wie sind Bietungsgarantie und Leistungszusage geregelt?
- 1 3) Please tell us about the bid bond system, security of fulfillment?

8 工事の変更

8 Änderungen der Bauarbeiten

8 Changes of construction work

- 1) 測量及び設計は外部へ委託か。
- 1) Werden Vermessung und Design an Externe ausgegliedert?
- 1) Is there an outsourcing of survey and design?
- 2) 全ての工事の積算は発注者が行うのか。
- 2) Werden die gesamten Kostenberechnungen vom Auftraggeber durchgeführt?
- 2) Is the cost evaluation performed by the client?
- 3) 工事発注後測量業者、設計業者、受注建設業者、発注者が立ち会うことがあるか。
- 3) Nach dem Auftragvergabe, begegnen sich der Vermesser, der Designer, das Bauunternehmen, das den Auftrag annimmt und der Auftraggeber?
- 3) After the placement of the order, do the surveyor, the designer, the construction company which accepts the order and the client face each other?

- 4) 現場と設計図書が違った場合その修正の責任は誰がとるのか。
- 4) Wer trägt die Verantwortung, wenn die tatsächliche Situation auf der Baustelle nicht dem Entwurf und den Spezifikationen entspricht?
- 4) Who is responsible for the change/correction in case that the situation on-site is different from the drawings and specifications?
- 5) 工事の変更件数は多いのか。
- 5) Ist die Zahl der Änderungen von Bauarbeiten hoch?
- 5) Is the number of construction changes high?
- 6) スケールメリットが出るような変更の際、単価変更は行うのか。
- 6) Wird der Stückpreis im Falle von Änderungen wie z.B. scale merit verändert?
- 6) Do you change the unit price in case of changes, such as scale merit?
- 7) 単価契約で組み合わせることが出来ない新たな単価が発生した際どのように取り扱うのか。
(三重県の場合発注側が積算し請け負い比率で決定している、ただし双務生に欠ける)
- 7) Wie wird bei Stückpreisverträgen vorgegangen, wenn es einen neuen Stückpreis zustandekommt, der nicht in den Vertrag eingebaut werden kann?
(In der Präfektur Mie, berechnet der Auftraggeber die Kosten und entscheidet die zusätzliche Quote zum Vertrag. Diesem Vorgehen mangelt es jedoch an Beiderseitigkeit.)
- 7) In case of a unit price contract, how do you proceed when a new unit price arises, which cannot be fit into the contract?
(In Mie prefecture, the client side estimates the costs and decides the proportion on-contract. But, this lacks bilateralism.)
- 8) 工事契約すれば発注者と受注者は税金を適切に使う観点からパートナーとして位置づけられる(お互い納税者に説明責任を負う)が、このような双務生は意識されているか。
- 8) Nach dem Vertragabschluss sind der Auftraggeber und der Auftragnehmer in dem Sinne, dass sie Steuergelder zweckmäßig verwenden, Partner. Wird diese beiderseitig Partnerschaft in dieser Art wahrgenommen?

- 8) After the conclusion of the contract, the client and the constructor are partner in the sense that they adequately use tax money. Is this bilateral partnership perceived in that way?
- 9) 変更に際して発注者、受注者は対等の立場としての双務生は確保されているか。
- 9) Im Falle von Änderungen, werden die Standpunkte vom Auftraggeber und vom Auftragnehmer gleichberechtigt behandelt?
- 9) In case of changes, are the standpoints of client and contractor treated in an equal way?

9 その他・公共事業

9 Öffentliche Arbeiten

9 Public works

- 1) 三重県の公共事業予算（投資的経費）は県民1人当たり約76,000円（国、市町村事業を除く）ですが、スイスではいくらでしょうか。
- 1) In der Präfektur Mie beträgt das Budget für öffentliche Bauarbeiten 76.000 Yen pro (Mie)Kopf. Wie hoch ist das Budget in der Schweiz/Österreich?
- 1) In Mie prefecture the budget (investment amount) for public works equals 76.000 Yen per (Mie)capita (without ...?). How big is the budget in Switzerland/Austria?
- 2) 三重県での土木技術者（管理職を含む）一人当たりの公共事業予算は約2億3千万円（実務担当土木技師1人当たりでは約2億8千万円）ですがスイスではいくらでしょうか。（2004年度事業費ベース）
- 2) Im Jahr 2004 betragen in der Präfektur Mie die Ausgaben für öffentliche Bauarbeiten pro Kopf Bauingenieur (inkl. administrative Stellen) ca. 230 Millionen Yen (pro Kopf aktive Bauingenieure ca. 280 Millionen Yen.)
Wie lauten die entsprechenden Zahlen in der Schweiz/Österreich?
- 2) According to year 2004 figures, the expenditure for public works per capita civil engineer (incl. Administrative personnel) in Mie prefecture was approx. 230 million Yen (only active civil engineers approx. 280 million Yen.
What are the equivalent figures for Switzerland/Austria?

- 3) 三重県では実務担当土木技師 1 人当たりの年間担当工事件数は 1 7 件 , 1 件あたり平均金額は約 3 千万円ですがそちらでは 1 人あたり年間担当件数、平均発注金額はどれほどでしょうか。(2 0 0 3 年度)
- 3) In Mie kamen auf einen aktiven Bauingenieur im Jahr 2003 pro Jahr 17 Bauarbeiten, von denen jede durchschnittlich 30 Millionen Yen wert war. Wie lauten Ihre Daten?
- 3) In 2003 there were 17 public works per one active civil engineer with a worth of 30 million Yen. What do your data say?
- 4) 三重県県土整備部 2 0 0 4 年度当初予算は約 1 , 1 0 0 億円、管理職を含めた土木技師数は 4 8 5 名、現場で実務を担当する技師数は 1 7 2 名です。
そちらの年間公共事業予算、技術者数を教えてください。
- 4) Das Budget für öffentliche Bauarbeiten betrug im Jahr 2004 in der Präfektur Mie 110 Milliarden Yen. Die Zahl der Bauingenieure betrug (inkl. administrative Stellen) 485, die Zahl der aktiven auf Baustellen tätigen Ingenieure 172.
Wie hoch ist Ihr Budget und wie viele Ingenieure gibt es?
- 4) The budget for public construction works in 2004 in Mie prefecture was 110 billion (110.000.000.000) Yen. The number of civil engineers (incl. administrative posts) was 485, the number of active engineers working on construction sites was 172.
How big is your budget, what is the number of engineers?
- 5) 工事の発注規模について
三重県での発注状況は 8 千万円未満 2 , 6 1 6 件、8 千万円以上 1 9 2 件です。
そちらではどのような状況でしょうか。
- 5) Über die Auftragsverteilung/größe
In Mie waren 2.612 Aufträge unter 80 Millionen Yen und 192 Aufträge darüber.
Wie lauten Ihre Daten?
- 5) About the scale of orders
In Mie, there were 2.612 orders under 80 million Yen and 192 orders above 80 million Yen.
What is the situation in you country?

- 6) 工事の品質確保についてどのような工夫をしているか。
土木技術者が現場の状況を把握せず受注者に全てを任せている傾向である。
土木技術者はいかに現場を把握することが第一と考えるがどう思われるか。
- 6) Wie gewährleisten Sie Qualitätssicherung?
Der Bauingenieur erfasst die Situation auf der Baustelle nicht vollständig und neigt dazu alles dem Auftragnehmer zu überlassen.
Ich denke, dass es an erster Stelle wichtig ist, dass der Bauingenieur die Situation auf der Baustelle vollständig versteht.
Wie denken Sie darüber?
- 6) How do you keep the quality of the construction work?
The civil engineer does not understand the whole situation at the construction site and tends to entrust everything to the contractor.
I think it is in the first place important that the civil engineer thoroughly understands the situation at the construction site.
What is your opinion?
- 7) 少ない予算で社会資本を有効に整備するにはコスト縮減をはかるとともに、受注者の技術力を活用し積極的なVE提案を求めるべきと考えるがスイスでの取り組み状況はいかがか。
- 7) Meines Erachtens sind, um mit kleinem Budget effektiv das soziale Kapital zu verwenden, Kostenreduzierungen und aktives VE (Value Engineering) unter Ausnützung der technischen Fähigkeiten des Auftraggebers notwendig. Wie ist die Vorgehensweise diesbezüglich in der Schweiz?
- 7) In order to use the social capital adequately with small budgets, it is - in my opinion - necessary to introduce active VE (Value Engineering) utilising the technical capabilities of the client.
How is the approach concerning this matter in your country?
- 8) 地方政府レベルでは技術者の技術力確保が課題となっている。それ以上に事務職員が多い市町村の技術力維持が大事と考えている。技術力維持についてスイスでの市町村との関係はどのようになっているのか。
三重県では積極的に技術研修を行っている。
- 8) Die technischen Fähigkeiten von Ingenieuren zu bewahren ist auf Präfektur-, Kanton-, Gemeindeebene eine herausfordernde Aufgabe geworden. Es ist vor allem wichtig die technischen Fähigkeiten in Regionen zu bewahren, in denen es viele administrative

Stellen gibt. In Mie führen wir deshalb actives technisches Training durch. Wie ist die Situation in Ihrem Land/Stadt etc.?

- 8) How to preserve the technical capabilities of engineers on local government level has become a challenging topic. Furthermore, it is important to keep the technical capability in municipalities, where there are many administration personnel. In Mie prefecture, we therefore perform active technical training. What is the situation in your country/city etc.?

- 9) 日本では受注者は工事完成まで一定の資格を持った技術者を工事現場に配置することを義務づけているスイスでは工事現場への技術者配置を義務づけているのか。

- 9) In Japan muss der Auftraggeber bis zur Beendigung der Bauarbeiten einen Ingenieur mit bestimmten Qualifikationen auf die Baustelle entsenden. Gibt es in Ihrem Land eine ähnliche Regelung?

- 9) In Japan the client is obliged to send a technician with certain qualifications to the construction site until the termination of construction work.

10 安値受注について

10 Annahme von Aufträgen mit tiefen Preisen

10 Low price order awarding

- 1) スイスにおけるダンピングの定義とは。

私はダンピングは工事の品質及び工事現場の安全を確保し、労働者の賃金を下げることなくまた下請け業者を圧迫しないうえで会社経営にとって赤字にならない価格を下回った場合ダンピングとかがえます。

- 1) Was ist die Definition von Dumping in der Schweiz/Österreich?

Meine Definition von Dumping: Im Falle von Dumping, durch das die Qualität der Bauarbeit sowie die Sicherheit auf der Baustelle bewahrt werden, wird ohne die Löhne der Arbeiter zu senken oder Druck auf die Unterauftraggeber auszuüben, der Preis unter jenen Preis gesenkt, bei dem es zu keinen roten Zahlen für die Betriebsleitung kommt.

- 1) What is the definition of dumping in Switzerland/Austria?

My definition of dumping: In case of dumping, which aims to protect the quality of construction work and to keep the safety at construction site, the price is lowered under a certain price at which the company is not in the red, without reducing wages of workers of exerting pressure on subcontractors.

- 2) ダumpingが発生した際、品質確保にどのような取り組みをしているか。
三重県では受注者の現場における複数主任技術者配置制度
- 2) Wie wird im Falle von Dumping vorgegangen, um die Qualität zu gewährleisten?
- 2) What are the efforts to guarantee quality in case of dumping?
- 3) 『悪貨は良貨を駆逐する』の法則通り不良・不適格業者が増大し優良な企業の受注機会が失われている。これは全国的に地方の業者に多いと考える。原因として日本における建設業許可の仕組み、経営審査、監視体制に問題があると私は考える。
スイスにおいては安値受注し、より安値で一括下請けさせるような事例はあるのか。
- 3) Genau wie das Sprichwort “Schlechtes Geld verdrängt gutes Geld“ nimmt die Zahl der dem Gesetz nach nicht guten, unqualifizierte Unternehmen zu und somit die Chance ab, für die qualifizierten, guten Unternehmen zu den Zuschlag zu bekommen. Das ist vor allem in den ländlichen Gemeinden der Fall ist. Ich denke, dass die Ursache dafür in Japan das System zur Erteilung von Baugenehmigungen, die Art der Managementprüfung, die Aufsichtsbehörde udgl. ist. Gibt es in der Schweiz Fälle, in denen ein Auftragnehmer durch billigen Preis den Zuschlag bekommt und dann nur einen Unter auftragnehmer anheuert?
- 3) Just as the proverb “Bad money drives away good money“ says, the number of unqualified companies increases and therefore the chance for qualified companies to get a deal is decreasing. This is especially the case in municipal areas. As for Japan, the reasons are problems in the system of licensing, in the evaluation system of business condition, in the control system. Are there cases in Switzerland, where a company gets a deal through a very low bid and then hires only one subcontractor?
- 4) スイスにおける優良企業の指導・育成方法また、不良不適格業者の排除にどのような取り組みを行っているのか。
- 4) Wie werden in Ihrem Land die Führungskräfte von Topunternehmen ausgebildet? Gibt es Massnahmen/Werden Anstrengungen unternommen, um jene Unternehmen loszuwerden, die schlecht qualifiziert sind?
- 4) What are the ways of grooming leaders of companies in good standing in your country? Are there efforts/measures to get rid of companies which are not good (badly qualified)?

- 5) 予定価格の下限拘束性（最低制限価格）についてどう考えられるか。
必要性について。
価格の設定方法。（少なくとも会社の利益が出て税金を納めてもらう必要がある）
- 5) Was ist Ihre Meinung über das Begrenzen nach unten von vom Auftraggeber bestimmten (Höchst)Preis?
Wie wird der Preis bestimmt? (Zumindest muss das Unternehmen Gewinn abwerfen und Steuern zahlen.)
- 5) What do you think about the lower limit of the ceiling price? (minimum bid price)
How is the price evaluated? (At least, the company must make profit and be able to pay taxes)
- 6) スイスにおける平均落札率は何%か。また、どれくらいの率が適正と考えているか。
- 6) Wie hoch ist in der Schweiz der Prozentsatz an erfolgreichen Submissionen? Welcher Prozentsatz wäre Ihrer Meinung nach vernünftig?
- 6) What is the percentage of awarded contracts in Switzerland? Which percentage would be adequate in your opinion?

11 日本における前払い金制度

11 Das Japanische System der Vorauszahlung

11 The Japanese Advanced Payment System

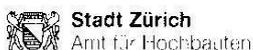
日本が実施している契約金額の40%の前払い金制度は一定金額以下の工事また、現場確認がやりにくい工事に適していると考えますが、感想を聞かせてください。

In Japan werden unter einer bestimmten Summe oder, wenn es sich um schwer durchführbare Bauarbeiten handelt, 40% der Vertragssumme als Vorauszahlung getätigt. Wie ist Ihre Meinung zu diesem System?

Under a certain amount or when the condition at construction site are very difficult, advanced payments, i.e. 40% of the contract amount are performed in Japan. What do you think about this system?

12 その他
 12 Anderes
 12 Others

- 1) 日本では談合が明らかになった場合、会社役員が犯罪を犯した場合、独占禁止法に反した場合、不誠実な行為を行った場合など行政処分の一環として指名停止措置基準がありますがスイスにおいても同様な制度はありますか、また有る場合全ての州、市町村で統一的な運用がされていますか。
- 1) Wenn in Japan ein Fall von Dango (Absprache unter den Nominalsubmittenten vor der Submission) auftritt, oder wenn Angestellte des Unternehmens ein Verbrechen begehen, wenn gegen das Kartellrecht verstoßen wird oder sonst eine unaufrichtige Tat begangen wird, tritt im Rahmen von gesetzlichen Massnahmen gegen solche Taten eine Verordnung in Kraft, die die Nominierung stoppt. Gibt es bei Ihnen ein derartiges System, und wenn ja, ist es auf Staats-, Land-, Kanton-, Gemeindeebene gleich?
- 1) If it becomes clear that Dango (consultation and adjustment among designated bidders before bidding) has occurred, or if the personnel of the contractor commits a crime, or if the anti-trust law is violated or if any other unfaithful deed is done, there is a measure that stops the nomination, as a part of administrative punishment. Is there such kind of a system, and if yes, is it the same on state, Kanton, land, municipality level?
- 2) 州政府，市町村で独自の地元業者の育成策あるいは優遇策はありますか。
- 2) Gibt es auf Kanton-/Landebene Pläne die heimischen Unternehmen mit Ausbildung und anderen positiv Anreize zu bieten.
- 2) Are there plans at Kanton/Land-level to stimulate local companies with training or other positive incentives?



Stadt Zürich
 Amt für Hochbauten
 Lindenhofstrasse 21
 Postfach, 8021 Zürich

Tel. 044 412 11 11
 Fax 044 212 19 36
 www.stadt-zuerich.ch/hochbau

Angaben zur Unternehmung

Fragebogen für Anbieterinnen und Anbieter im Submissionsverfahren
 Die Angaben werden vertraulich behandelt und dienen ausschliesslich der Auswertung dieser Ausschreibung
Bei Arbeits- oder Bietergemeinschaften ist für jedes beteiligte Unternehmen ein separates Formular auszufüllen. Gleiches gilt für Subunternehmen

Genauere Firmenbezeichnung: _____
 Strasse/Nr.: _____
 PLZ, Ort: _____
 Telefon/Fax/E-Mail: _____
 MWST Nr.: _____

Rechtsform: _____
 Sitz: _____
 Firma besteht in dieser Rechtsform seit: _____
 Beteiligungsverhältnisse (inkl. eigene Beteiligungen): _____
 Gesellschaftskapital: _____
 Geschäftszweck: _____
 Haupttätigkeit: _____
 Nebentätigkeit: _____

Zuständiges Steueramt (genaue Adresse): _____
 AHV-Ausgleichskasse (genaue Adresse): _____
 BVG-Vorsorgeeinrichtung (genaue Adresse + Angaben): _____

Zahl der Beschäftigten im Bereich, welcher für die Bearbeitung des ausgeschriebenen Auftrags wesentlich ist
 Mit höherer Fachausbildung: _____ Hilfskräfte: _____
 Mit Fachausbildung: _____ Lernende/r: _____

Selbstdeklaration/Bestätigung der Anbieterin/des Anbieters:	Ja	Nein
<small>(Beantworten Sie bitte die folgenden Fragen mit Ja oder Nein)</small>		
Halten Sie die geltenden Arbeitsschutzbestimmungen ein?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Halten Sie den Gesamtarbeitsvertrag ein?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Halten Sie den Normalarbeitsvertrag ein?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Halten Sie die am Ort branchenüblichen Vorschriften ein?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Halten Sie den Grundsatz der Gleichbehandlung von Frau und Mann ein?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Erklären Sie sich bereit, auch Ihre Subunternehmen auf die Einhaltung der Arbeitsschutzbestimmungen und Arbeitsbedingung sowie die Gleichbehandlung von Frau und Mann gemäss den vorgehenden Fragen zu verpflichten?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Haben Sie die fälligen Staats-, Gemeinde- und direkten Bundessteuern (inkl. Nachsteuern usw.) vollumfänglich bezahlt?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Selbstdeklaration/Bestätigung der Anbieterin/des Anbieters:	Ja	Nein
<small>(Beantworten Sie bitte die folgenden Fragen mit Ja oder Nein)</small>		
Haben Sie die fällige Mehrwertsteuer vollumfänglich bezahlt?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Haben Sie die fälligen Sozialversicherungsbeiträge (AHB, IV, EO, FAK, ALV, BVG und UVG) einschliesslich der von Lohn abgezogenen Arbeitnehmeranteile vollumfänglich bezahlt?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Befinden Sie sich einem Schuldbetreibungs- oder Konkursverfahren?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Wurden bei Ihnen in den vergangenen zwölf Monaten Pfändungen vollzogen?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Wenn Ja: Auf welchen Betrag beliefen sich die entsprechenden Forderungen?	CHF	
Haben Sie Absprachen oder andere wettbewerbsbeeinträchtigende Massnahmen getroffen?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Bemerkungen:

Referenzpersonen:
für finanzielle und wirtschaftliche Auskünfte

– für Auskünfte über ausgeführte Leistungen

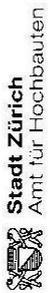
Bei Nichteinreichen der Nachweise oder bei Fehlen der oben verlangten Angaben werden Anbietende ausgeschlossen (vgl. § 28 SVO)

Gemäss § 40 SVO werden schwer wiegende Widerhandlungen gegen die Vergabebestimmungen durch Verwarnung, Widerruf des erteilten Zuschlags oder Ausschluss von künftigen Vergaben für die Dauer bis zu fünf Jahren geahndet. Weitere rechtliche Schritte gegen fehlbare Anbietende bleiben vorbehalten.

Mit der nachfolgenden Unterschrift bestätigt die Unternehmung die Richtigkeit aller Angaben und ermächtigt die jeweils zuständigen Behörden und Einrichtungen, der Vergabestelle Auskünfte über allfällige Steuer- und Sozialabgabensstände, betriebsrechtliche Vorgänge und weitere Angaben im Rahmen der Selbstdeklaration zu erteilen.

Ort, Datum:

Die Unternehmung:
(Stempel und Unterschrift)



Stadt Zürich
Amt für Hochbauten

Stadt Zürich
Amt für Hochbauten
Lindenholstrasse 21
Postfach, 8021 Zürich

Tel. 044 412 11 11
Fax 044 212 19 36
www.stadt-zuerich.ch/hochbau

Bewertungsblatt

Vergabe

Bauvorhaben: BAV Nr. und Bezeichnung
Leistung: BKP Nr. und Arbeitsgattung

Anbieter/ Anbieter	Zuschlagskriterien												Gesamt- bewer- tung 100% Höchstpunk- tzahl: 600	Rang					
	Referenzen			Terminvorgaben			Qualität (Gewichtung gesamt 50%)			Preis (Gewichtung gesamt 40%)					Lernende/r (Gewichtung gesamt 10%)				
	Gewichtung 30%	Punkte 1-5	Bewer- tung	Gewichtung 10%	Punkte 1-5	Bewer- tung	Gewichtung 5%	Punkte 1-5	Bewer- tung	Gewichtung 5%	Punkte 1-5	Bewer- tung			Gewichtung 40%	Punkte 1-6	Bewer- tung	Gewichtung 10%	Punkte 1-6
1.																			
2.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
3.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
4.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
5.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
6.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
7.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
8.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
9.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
10.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
11.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
12.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
13.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
14.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
15.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%
16.	30%		0	10%		0	5%		0	5%		0	40%		0	10%		0	10%

Bewertung durch:

Datum/Unterschrift:

Das Amt für Hochbauten ist eine Dienststelle des
Hochbaudepartements der Stadt Zürich

Qualität
ISO 9001
Umwelt
ISO 14001

Juni 2006 Bewertungsbilatt xt

Bewertungsgrundlagen

Punkte:

- 6 = Hervorragend
- 5 = Sehr gut
- 4 = Gut
- 3 = Mässig genügend
- 2 = Mangelhaft
- 1 = Unbrauchbar

Bewertung Preis:

Abweichung vom günstigsten Angebot

Abweichung in %:

- 0 - 2% **6**
- 2 - 4% **5**
- 4 - 8% **4**
- 8 - 16% **3**
- 16 - 32% **2**
- mehr als 32% **1**

Bewertung Lehrlingsausbildung:

Quotient: Anzahl Mitarbeitende zu Anzahl Lernende

Anzahl MA: **Anzahl Lernende:** **Quotient: MA/Lernende:**

Quotient:

- 1 - 30 **6**
- 30 - 60 **4**
- 60 - 100 und mehr **2**
- keine Lernenden **0**

Punkte:

Zuschlagskriterien

In der Angebotsaufforderung werden nur die Überschriften und die jeweilige Wichtung genannt werden.

- 1. Bearbeitungskonzept** **35 %**

In der Aufforderung zur Abgabe eines Angebotes wird aus der Beschreibung der zu erbringenden Unterlagen hervorgehen, dass das Bearbeitungskonzept folgende Punkte beinhalten muss:

 - Art des Vorgehens
 - Einbindung des Unternehmens (GF, PR, MA)
 - Zeitplan / kritischer Weg
 - Kommunikationskonzept für die interne Kommunikation der Untersuchung
- 2. Bearbeitungsteam** **30 %**

In der Aufforderung zur Abgabe eines Angebotes wird aus der Beschreibung der zu erbringenden Unterlagen hervorgehen, dass die Beschreibung des Bearbeitungsteams folgende Punkte beinhalten muss:

 - Projektleiter mit Lebenslauf und Erfahrung in der Leitung von vergleichbaren Projekten.
 - Sachbearbeiter mit Lebenslauf und Erfahrung in der Bearbeitung von vergleichbaren Projekten.

Dieses angebotene Bearbeitungsteam wird in den verantwortlichen Positionen im Vertrag festgeschrieben werden.
- 3. Wertungssumme** **25 %**

Die Wertungssumme enthält den Angebotspreis, der aus Gründen der Vergleichbarkeit mit den anderen Angeboten gleichgesetzt werden kann. Angabe erfolgt in [€]
- 4. Qualität der Präsentation** **10 %**
 - Qualität des Angebotes
 - Qualität der mündlichen Präsentation

資料 6

1	2	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
bewertete Kriterien											
Laufende Nummer	Bewerber/ Bietergemeinschaft	Fachliche Qualifikation			Mitarbeiterqual.		pers. Ausstattung	finanz./wirtsch. Leistungsfähigk.		Standort	Wertung
		Untersuchung von Org.-einheiten aus dem öffentlichen Bereich kommen und jetzt unternehmerische Verantwortung in einem Wettbewerbsumfeld tragen	Untersuchung von Org.-seinheiten, die gewerbliche, technische und planerische Tätigkeiten abdecken	Untersuchung von Org.-einheiten, denen strikt hoheitliche Aufgaben obliegen	Qualifikation der FK	Qualifikation der MA	Anzahl der in den letzten drei Jahren beschäftigten Personen	Gesamtumsatz der letzte drei Jahre	Umsatz der letzten drei Jahre in der zu erbringenden Leistung	Verfügbarkeit der Mitarbeiter vor Ort (Reaktionszeit)	
		25	20	5	10	10	10	3	7	10	
1	Bewerber 1	2	0	3	2	2	5	5	5	5	255
2	Bewerber 2	2	2	0	2	1	5	5	5	0	220
3	Bewerber 3	3	3	3	3	2	5	5	5	5	350
4	Bewerber 4	1	1	0	1	1	5	5	0	5	180
5	Bewerber 5	2	1	0	1	0	3	5	5	0	160
6	Bewerber 6	2	2	0	2	2	5	5	5	3	260
7	Bewerber 7	4	3	3	3	4	5	5	5	5	395
8	Bewerber 8	3	4	2	2	1	3	3	3	5	305
9	Bewerber 9	1	0	0	0	0	5	5	5	5	175
10	Bewerber 10	2	1	0	1	1	5	5	5	5	240
11	Bewerber 11	1	1	0	0	0	5	5	0	0	110
12	Bewerber 12	1	2	0	1	2	5	5	3	1	191
13	Bewerber 13	2	2	0	1	1	0	0	0	2	130
14	Bewerber 14	0	2	1	1	1	5	5	0	0	130
15	Bewerber 15	3	2	3	2	2	5	5	5	5	320
16	Bewerber 16	4	3	1	0	0	5	5	5	5	315
17	Bewerber 17	1	1	0	0	0	5	5	5	5	195
18	Bewerber 18	1	0	0	0	0	5	5	5	5	175
19	Bewerber 19	2	2	0	2	1	5	5	5	5	270
20	Bewerber 20	1	1	0	0	0	5	5	0	5	160
21	Bewerber 21	2	2	2	1	0	5	5	5	5	260
22	Bewerber 22	2	2	1	0	0	0	0	0	2	115
23	Bewerber 23	3	3	0	2	2	5	3	3	5	305
24	Bewerber 24	2	1	0	2	2	5	3	3	5	240
25	Bewerber 25	2	1	2	1	1	5	0	0	1	160
26	Bewerber 26	4	3	2	2	3	5	5	5	5	370
27	Bewerber 27	3	3	3	3	3	5	5	5	5	360
28	Bewerber 28	2	1	1	1	2	0	3	5	5	199
29	Bewerber 29	1	1	1	1	1	5	5	0	0	135

Ernst-August-Schleuse, Auswertung der Bewerbungen zur Erbringung der Planungsleistung

	Nr.	Bewerber		Ing.-Büro 1	Ing.-Büro 2	Ing.-Büro 3	Ing.-Büro 4	Ing.-Büro 5
		Wertungskriterien	Max. Pkt.					
Erfahrungen des Projektteams bei HWS-Bauwerken mit beweglichen Verschlussorganen (Stahlwasserbau) im Tideeinflussbereich oder ähnlichen Bauwerken, speziell...	1a	Erfahrungen in der Objektplanung im HWS und unter Tidebedingungen	20					
	1b	Erfahrungen in der Tragwerksplanung	15					
	1c	Erfahrungen im Stahlwasserbau	15					
	1d	Erfahrungen in der Ausschreibung	10					
	1e	Erfahrungen im Genehmigungsverfahren	5					
	1f	Erfahrungen mit Planungen im Bestand und unter laufendem Betrieb	5					
	1g	Erfahrungen mit Planungen in der Wasserwirtschaft und der Hydrologie	5					
	1h	Erfahrungen bei derartig komplexen Maßnahmen, Einbindung auch der Antriebs- und Steuerungstechnik	5					
Darstellung d. Leistungsfähigkeit u. Kompetenz	2	Nachvollziehbarkeit des Angebotes	5					
technische Erläuterungen	3	technische Erläuterungen, Vorüberlegungen zur Planungsaufgabe, Präsentation, persönlicher Eindruck	5					
Auslastung	4	Verfügbarkeit, Auslastung der Mitarbeiter	5					
Vergütung	5	Angemessenheit der Vergütung	5					
Gesamt:			100	0	0	0	0	0
Bewertung								
Sitz / Niederlassung								
Projektleiter								
stellvertretender Projektleiter								
Projektteam								
Bemerkungen								

**Umgestaltung Dradenauer Hauptdeich
Leistungen zur Bauüberwachung für die Teilabschnitte 4**

Auswertungsmatrix

	Firma 1	Firma 2	Firma 3
Fachkompetenz Mitarbeiterqualifikation 5-fach Bewertung	Note 2 Gesamtpunktzahl 10	Note 2 Gesamtpunktzahl 10	Note 3 Gesamtpunktzahl 15
Zuverlässigkeit 3-fach Bewertung	Note 2 Gesamtpunktzahl 6	Note 2 Gesamtpunktzahl 6	Note 3 Gesamtpunktzahl 9
Wirtschaftlichkeit 1-fach Bewertung	Note 2 Gesamtpunktzahl 2	Note 3 Gesamtpunktzahl 3	Note 1 Gesamtpunktzahl 1
Gesamtpunktzahl	18	19	25
Rang	1	2	3

Aufgliederung und Bewertung der Wirtschaftlichkeit der Angebote

Firma 1	Firma 2	Firma 3
2,6% der Baussumme	3,0% der Baussumme	2,5% der Baussumme
3% Nebenkosten	5% Nebenkosten	4% Nebenkosten
Zulage Nachtarbeit 30€	Zulage Nachtarbeit 14,50€	Zulage Nachtarbeit 6,15€
Zulage Sonn- und Feiertage 30€	Zulage Sonn- und Feiertage 29,00€	Zulage Sonn- und Feiertage 29,50€
Zulage Überstunden 0€	Zulage Überstunden 14,50€	Zulage Überstunden 14,75€
Benotung 2	Benotung 3	Benotung 1

Benotung:

- 1 = sehr gut
- 2 = gut
- 3 = befriedigend
- 4 = ausreichend